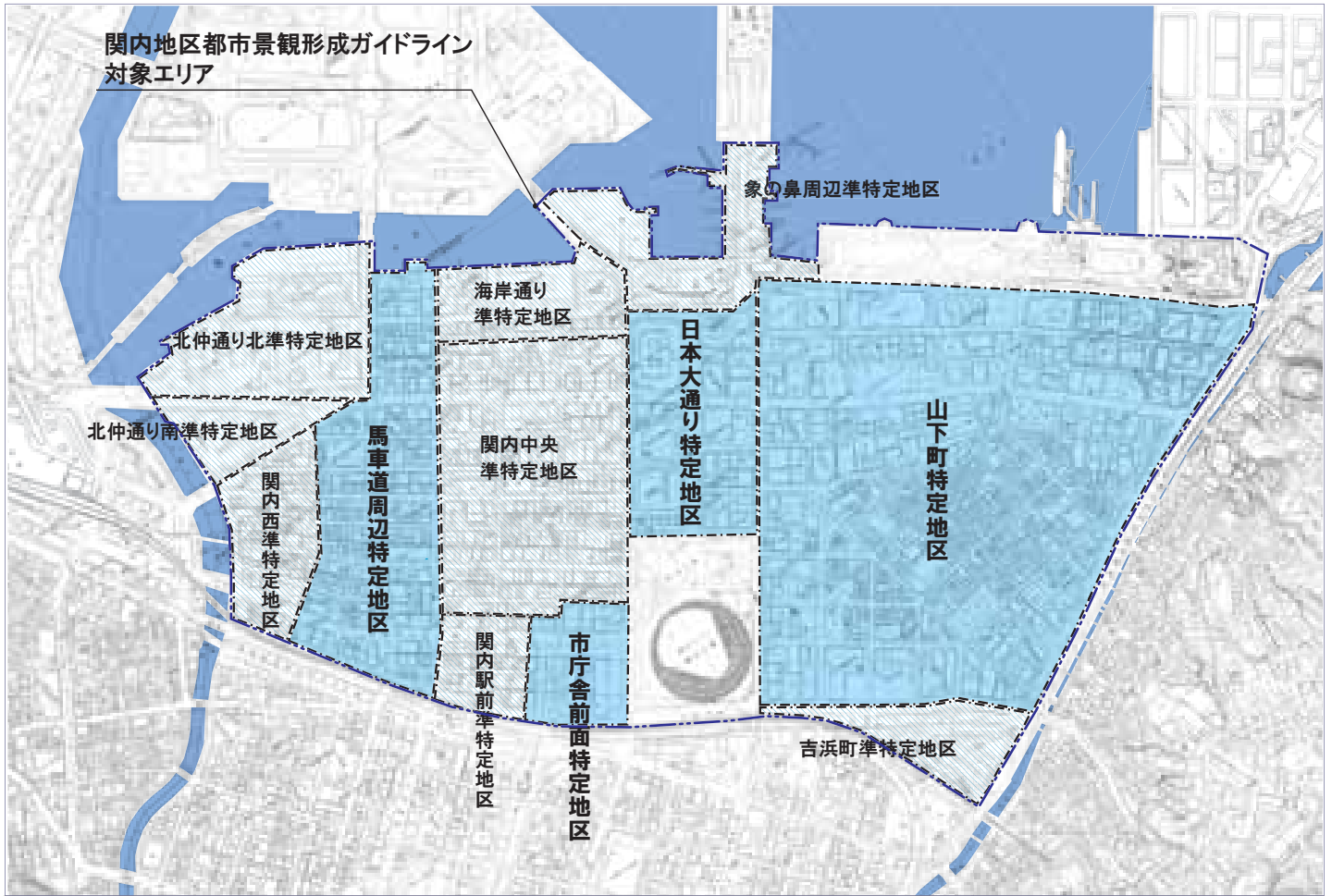


# 5. 地区別ガイドライン

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

特定地区及び準特定地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。



- 凡例**
- 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア
  - 特定地区 [地区別の方針の達成に向けてガイドライン等が定められている地区]  
※関内地区全域ガイドラインと地区別ガイドラインにより、方針の達成を目指します。
  - 準特定地区 [今後特定地区ガイドラインの策定を目指す地区]  
※関内地区全域ガイドラインと地区別ガイドラインにより、方針の達成を目指します。

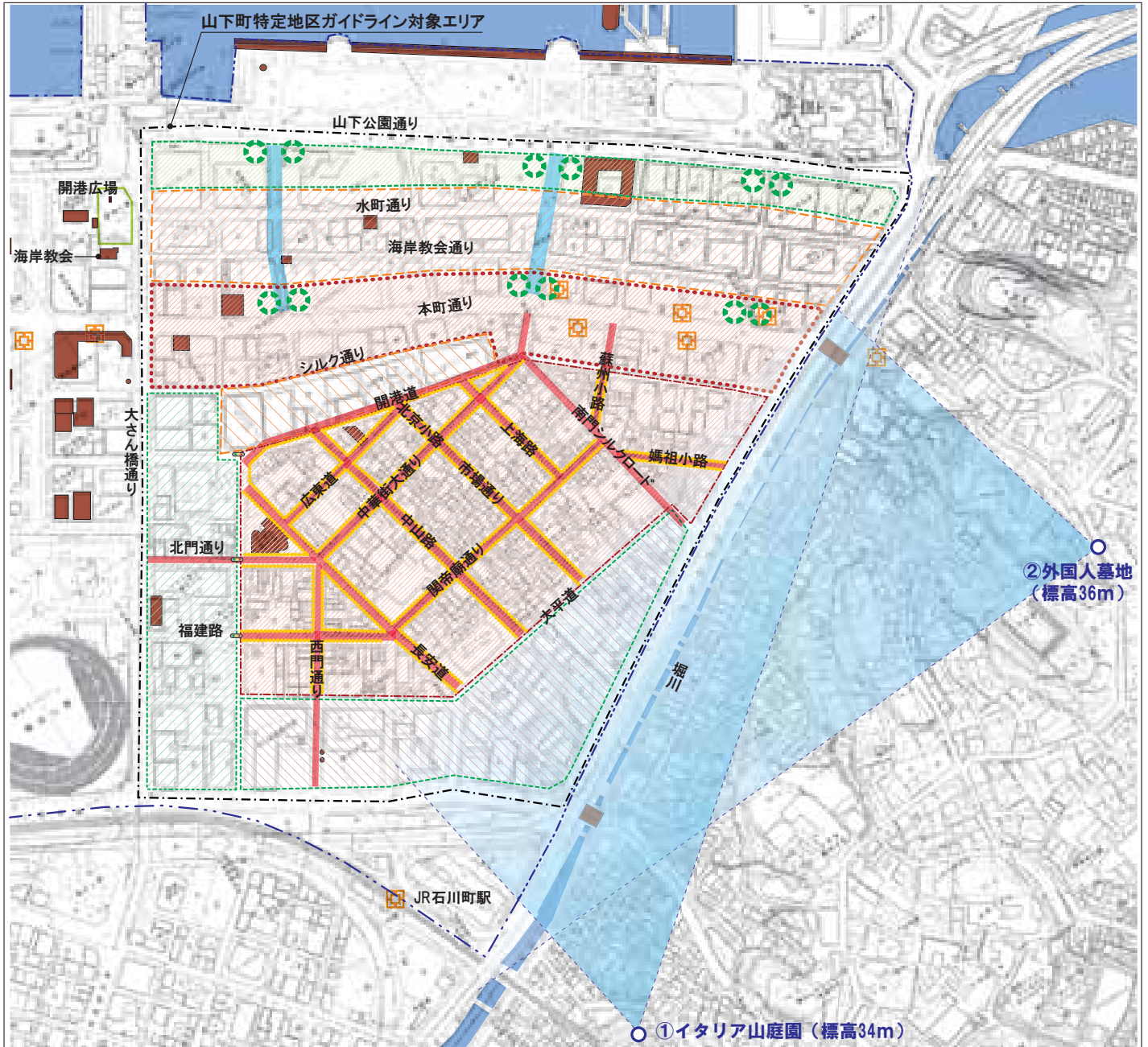


1 : 12,000

山下町特定地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び各ゾーンの行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■山下町特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みの形成を図る。



### 凡例

- |  |                       |  |             |  |             |
|--|-----------------------|--|-------------|--|-------------|
|  | 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア |  | 広場状空地の位置の指定 |  | 見通し景観形成街路   |
|  | 山下町特定地区ガイドライン対象エリア    |  | 中華街賑わい形成街路  |  | 外部空間の確保     |
|  | 山下公園通りゾーン             |  | 駅出入口        |  | 歴史的建造物・土木遺構 |
|  | 水町通り及び海岸教会通りゾーン       |  | 視点場         |  | 眺望景観の向き     |
|  | 本町通りゾーン               |  |             |  |             |
|  | 中華街中央ゾーン              |  |             |  |             |
|  | 中華街北辺ゾーン              |  |             |  |             |
|  | 大さん橋通りゾーン             |  |             |  |             |
|  | 中華街南辺ゾーン              |  |             |  |             |



## 《山下公園通りゾーン》

### ■行為指針

- イチョウ並木や歴史的建造物と一体となった重厚感のある街路景観と、ゆとりと品格のある空間を形成する。
- 港に面し、開港以来、交流拠点として発展してきたこの地区は、横浜の顔として集客性・公共性の高い地区であり、都心にふさわしい観光、文化、商業、業務施設を集積し、賑わいのある空間を形成する。
- 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- 山下公園通りでは、山下公園や港、歴史ある格調高い街並み、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- 見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

### 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

#### (1) 賑わいの形成

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ①集客性、公共性の高い施設の集積を図り、地区の格調を高め活力と賑わいを創出する観光・文化、商業・業務の用途の導入を推進し、銀杏並木や歴史的建造物と一体となった賑わいを創出する。特に建築物の低層部(高さが15m以下の部分)には、積極的に賑わいを創出する。

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- ①建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。特に当該建築物の高さ概ね15m以下の部分(山下公園通りに面する部分に限る。)については、魅力ある街並みの連続性や賑わいが生じるような形態意匠とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
    - 1) マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系若しくは赤(R)系の色相又は無彩色を基調とする。
    - 2) マンセル表色系で明度は、地上から高さ15mを超える部分については、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上とする。
  - ②建築物の山下公園通りに接する部分には、窓面看板(屋外から設置するものは除く。)を設置することによって、山下公園通りの街並みを阻害することのない形態意匠とするものとする。ただし、地上から高さ15m以下の部分において設置する窓面看板で、魅力ある景観の形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
  - ③工作物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど山下公園通りの景観に調和すると認められる場合は、この限りでない。
    - 1) マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系若しくは赤(R)系の色相又は無彩色を基調とすること。
    - 2) マンセル表色系で明度は、地上から高さ15mを超える部分については、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上とする。
- 更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項
- ④大さん橋通りに接する敷地の建築物及び工作物は、海岸教会や開港広場と色調を変えるなどして同調を避ける意匠とする。
  - ⑤大さん橋通りに接する敷地の建築物は、高さ12~15mの部分で建築物の外観を分節した形態意匠とし、低層の街並みの連続性を創出し、開放的で親密な空間を創出する。

その他、山下公園通り地区地区計画に定められた規定によること。

## (3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものとする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさのものとし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、広告面への表示は施設名を主体とし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものとする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、形態意匠とする。

- ①屋外広告は、自己用のものとする。
- ②屋上看板は設置しないものとする。ただし、山下公園通り及び大さん橋通りに面する位置に設置せず、かつ、外国人墓地又はイタリア山公園の視点場に向かって設置しないもので、港からの眺望及び「日本大通り特定地区」の街並みを阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ③壁面看板は、次の事項に適合し、山下公園通りの街並みと調和した形態意匠とするものとする。
  - 1) 上端の地上からの高さを15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
    - ア 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが15mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
    - イ 山下公園通りに面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りの街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
  - 2) 広告面の背景色（地の色）は、建築物の外壁とマンセル表色系で色相は同じとし、かつ、彩度は4以下とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面して設置するもの以外で、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ④広告塔は、次の事項に適合し、山下公園通りの街並みと調和した形態意匠とし、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。
  - 1) 山下公園通りに面する位置に設置する場合は1カ所とする。ただし、当該広告塔を設置する敷地が山下公園通りに接する距離の延長が長く、広告塔の視認性に支障が出る等の場合は、当該部分の両端に、2カ所設置することができる
  - 2) 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、広告面の向きは「見通し景観形成街路」に概ね平行とし、かつ、広告面の厚みは「視点場となる交差点」から見て厚みの小さいものとする。
  - 3) 高さは、5m以下とする。
  - 4) 広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分は、マンセル表色系で彩度は4以下とする。ただし、素材にアルミを使用するなど山下公園通りの街並みを阻害しないものと認められる場合は、この限りでない。
- ⑤袖看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 幅は0.5m以下とする。
  - 2) 上端の地上からの高さは15m以下とする。
  - 3) 広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑥屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑦屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。
- ⑧「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物には、光源が点滅するものを使用しないものとする。

## 《水町通り及び海岸教会通りゾーン》

### ■行為指針

- 公共性の高い施設の集積する山下公園通りと、事務所機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、人々の滞留・回遊を促進するよう、賑わいを創出し、大通りには見られない特徴ある街並みを形成する。
- 敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街路景観を形成する。
- 中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- 見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

### 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

#### (1) 賑わいの形成

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 飲食店や専門店等を備えた施設の導入を推進する。特に、低層部には住居等は設けず、賑わいを形成する。

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- ① 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地内の建築物は、山下公園通りの景観に配慮して、レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い形態意匠とするものとする。
- ② 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- ③ 水町通りから山下公園通り側の街区及び水町通りに面する位置に設置する工作物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ④ 大さん橋通りに接する敷地の建築物及び工作物は、海岸教会や開港広場と色調を変えるなどして、同調を避ける意匠とする。
- ⑤ 大さん橋通りに接する敷地の建築物は、12～15m程度で建築物の外観を分節した形態意匠とし、低層の街並みの連続性を創出し、開放的で親密な空間を創出する。

その他、山下町本町通り地区地区計画（案）に定められた規定によること。

## (3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、当該ゾーンが山下公園通りに近接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り及び海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、形態意匠とする。また、見通し景観形成街路に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、形態意匠とする。

- ①屋上看板は設置しないものとする。ただし、自己用であり、山下公園通り及び大さん橋通りに面する位置に設置せず、かつ、外国人墓地又はイタリア山公園の視点場に向かって設置しないもので、港又は山手の丘からの眺望及び日本大通り特定地区の街並みを阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ②壁面看板の上端の地上からの高さは31m（水町通りから港側の街区では15mとする。）以下とする。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。
  - 1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが31m（水町通りから港側の街区では15mとする。）を超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
  - 2) 山下公園通りに面する位置に設置しないもの
- ③水町通りから港側の街区で、山下公園通りに面する位置に設置する上端の地上からの高さが15m以下の壁面看板（「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは除く。）の広告面の背景色（地の色）は、建築物の外壁とマンセル表色系で色相は同じ、かつ、彩度4以下とする。ただし、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ④「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の広告面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度は4以下とする。
- ⑤広告塔は、次の事項に適合し、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。
  - 1) 高さ5m以下とする。
  - 2) 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、広告面の向きは「見通し景観形成街路」に概ね平行とし、かつ、広告面の厚みは「視点場となる交差点」から見て厚みの小さいものとする。
- ④袖看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 幅は0.5m以下とする。
  - 2) 上端の地上からの高さは15m以下とする。
  - 3) 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものの広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑤屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑥屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物には、光源が点滅するものを使用しないものとする。

## 《本町通りゾーン》

### ■行為指針

- 関内地区の横方向の主軸として、歩道状空地や広場状空地を多く配置し、ゆとりと賑わいのある空間と低層、中低層の連続した街路景観を創出する。
- 官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強め、関内地区の業務機能を向上させるため、事務所機能を充実させ、また、商業・観光、文化芸術創造機能を強化する。
- 港や山下公園へ抜ける見通し景観を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。
- 中高層、高層の建築物は、港や山手の丘からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- 見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

### 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

#### (1) 賑わいの形成

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 事務所機能が充実した空間を創出するとともに、商業・観光、文化芸術創造機能の強化を図る。

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- ① 本町通りに接する敷地内の建築物の1、2階部分（当該通りに面する部分に限る。）は、賑わいとゆとりのある空間を創出するよう、1、2階部分に接して空地を設けることや柱廊風の建築物形態とすることなどによって、賑わいとゆとりある空地を創出するなどの形態意匠とするものとする。
- ② 計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ③ 大さん橋通りに面する敷地の建築物は、海岸教会や開港広場と色調を変えるなどして、同調を避ける意匠とする。
- ④ 大さん橋通りに接する敷地の建築物は、高さ12～15mの部分で建築物の外観を分節した形態意匠とし、低層の街並みの連続性を創出し、開放的で親密な空間を創出する。ただし、本町通りより海側の街区の大さん橋通りに接する敷地に限る。

※本町通りゾーンのうち中華街中央ゾーン側の街区においては、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用除外とする。

## (3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観の形成に寄与し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、形態意匠とする。また、見通し景観形成街路に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、形態意匠とする。

- ①屋上看板は、大さん橋の視点場に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しない。
- ②壁面看板の上端の地上からの高さは31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。
  - 1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが31mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
  - 2) 山下公園通りに面する位置に設置しないもの
- ③「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の広告面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度は4以下とする。
- ④広告塔は、次の事項に適合し、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。
  - 1) 高さ5m以下とする。
  - 2) 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、広告面の向きは「見通し景観形成街路」に概ね平行とし、かつ、広告面の厚みは「視点場となる交差点」から見て厚みの小さいものとする。
- ⑤袖看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 幅は0.5m以下とする。
  - 2) 上端の地上からの高さは15m以下とする。
  - 3) 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものの広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑥屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑦屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。
- ⑧「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物には、光源が点滅するものを使用しないものとする。

※本町通りゾーンのうち中華街中央ゾーン側の街区においては、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用除外とする。

その他、山下町本町通り地区地区計画（案）に定められた規定によること。



## 《中華街中央ゾーン》

### ■行為指針

- 中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮烈な色彩や躍動感のある意匠の見られる中華街独特の活気ある街並みを形成する。
- 「中華街賑わい形成街路」では、個性的で賑わいの溢れる賑わいのある施設の連続と集積を継承する。
- 中高層の山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

### 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

#### (1) 賑わいの形成

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 中華街独自の活気ある街並みの特色を継承・創造していくため、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店による賑わいを形成する。

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- ② 「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

※中華街独自の活気ある街路景観を継承するため、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

#### (3) 建築物の最高高さ

##### ■必ず達成する事項

建築物の高さは31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献等に応じて、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付面積を小さくする。
- ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

#### (4) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、中華街中央ゾーンの魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものとする。

- ① 屋上看板は、外国人墓地又はイタリア山公園の視点場に向かって設置しない。
- ② 上端の地上からの高さが20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。
  - 1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが20mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
  - 2) 計画図6に示す外国人墓地又はイタリア山公園の視点場に向かって設置しないもの
- ③ 屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

※中華街独自の活気ある街路景観を継承するため、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。

## 《中華街北辺ゾーン》

### ■行為指針

- 強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンの街並みと融和し、路地的な雰囲気と賑わいの連続性を創出し、街並みの調和を図る。
- 中高層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

### 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

#### (1) 賑わいの形成

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 業務・商業施設、文化芸術機能など都心地区にふさわしい機能や、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する市街地の形成を図る。

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- (1) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (2) 「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

※中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

#### (3) 建築物の最高高さ

##### ■必ず達成する事項

建築物の高さは31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献等に応じて、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付面積を小さくする。
- ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

#### (4) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図るものとする。

- ① 屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

※中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。

## 《中華街南辺ゾーン》

### ■行為指針

- 中華街中央ゾーンや元町の街並みと融和し、石川町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- 堀川や元町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担うゾーンとして、空間を形成する。
- 中高層の建築物は、山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。

### 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

#### (1) 賑わいの形成

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 業務・商業施設、文化芸術機能など都心地区にふさわしい機能や中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する市街地の形成を図る。

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠としなければならない。特に、「中華街賑わい形成街路」に面する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

※中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

#### (3) 建築物の最高高さ

##### ■必ず達成する事項

建築物の高さは31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献等に応じて、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付面積を小さくする。
- ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

#### (4) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものとする。

- ① 屋上看板は、外国人墓地又はイタリア山公園の視点場に向かって設置しない。
- ② 上端の地上からの高さが20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。
  - 1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが20mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
  - 2) 計画図6に示す外国人墓地又はイタリア山公園の視点場に向かって設置しないもの
- ③ 屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

※中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。

# 山下町特定地区ガイドライン

## 《大さん橋通りゾーン》

### ■行為指針

- 横浜公園や日本大通り特定地区に面するゾーンとして、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- 中高層の建築物は、横浜公園や日本大通り特定地区、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

### 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

#### (1) 賑わいの形成

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 業務・商業施設、文化芸術機能など都心地区にふさわしい機能を備えた市街地の形成を図る。

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

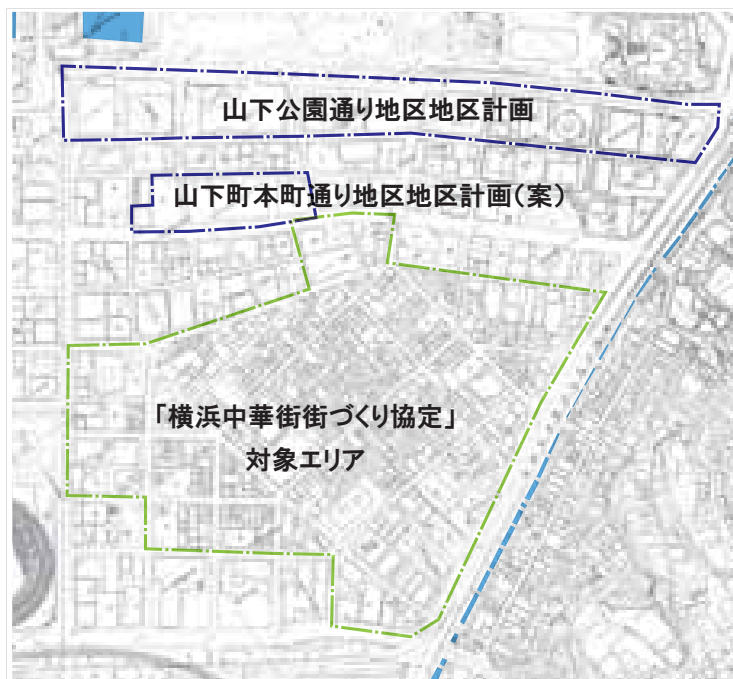
※「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地においては、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

#### (3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、横浜公園及び日本大通り地区の景観と調和した落ち着いたものとし、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものとする。

- ① 屋上看板は、外国人墓地又はイタリア山公園の視点場に向かって設置しない。
- ② 大さん橋通りに面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、広告面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とする。
- ③ 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ④ 屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

※「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地においては、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。



左図に示す「山下公園通り地区」では地区計画が策定され、「山下町本町通り地区」では地区計画の手続きが行われています。建築行為等を検討する際には、地区計画の基準も参照して下さい。

横浜中華街では、魅力あるまちの創造に向けた取組を行っております。左図の「横浜中華街街づくり協定」対象エリア内の敷地における建築計画・店舗計画の際には、「横浜中華街まちづくり団体連合協議会」と協議、調整を行ってください。

##### 【連絡先】

横浜中華街まちづくり団体連合協議会

TEL/FAX:045(662)0701

横浜中華街発展会協同組合

TEL:045(662)1252

FAX:045(211)0593



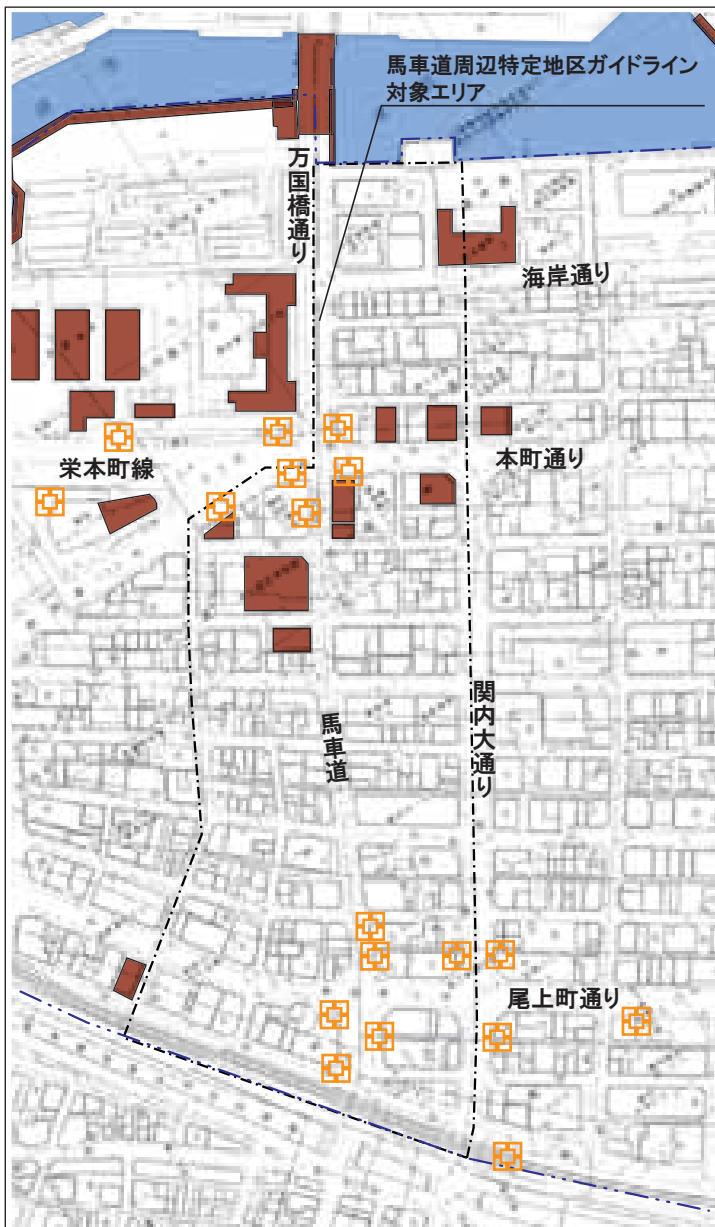
馬車道周辺特定地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■馬車道周辺特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

## ■行為指針

- 馬車道周辺特定地区の歴史的・文化的資源を大切にし、個性的で魅力ある街並みを形成する。
- 開港の歴史・文化を大切にするとともに 賑わいのある、人に優しいまちを創る。
- 文化芸術創造関連の施設の集積を図り、新たな文化を発信する。
- 中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- 馬車道では、馬車道の個性を生かし、質の高い商店街にふさわしいゆとりある歩行者空間を有する街路空間を形成する。
- 見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。



### 凡例

- 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア
- - - 馬車道周辺特定地区ガイドライン対象エリア
- 歴史的建造物・土木遺構
- 駅出入口



## 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

### (1) 賑わいの形成 〈関連:行為指針02〉

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 馬車道沿いの建築物の1・2階部分（その他の地区では1階部分）は、物販、飲食、サービス店舗等を立地させ、賑わいの集積を図る。業務型店舗（銀行、証券・保険会社等）、一般事務所及び住宅の機能は、馬車道沿いでは3階以上、その他の地区では2階以上に設ける。
- ② 馬車道周辺地区の歴史的・文化的資源を擁する個性的で魅力ある街並みにふさわしくない施設（例：工場、流通倉庫、ガソリンスタンド、ワンルームマンション、風俗営業など）の立地は避ける。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- (1) 建築物の1、2階部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的な設えとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置、形状、建築物の用途などによりやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- (2) 建築物の色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。
- (3) 工作物の色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用する場合や馬車道周辺特定地区の良好な景観の形成に関する方針に適合した芸術作品等の場合で、馬車道周辺特定地区の景観に調和すると認められる場合は、この限りでない。

### (3) 壁面位置 〈関連:行為指針01〉

#### ■必ず達成する事項

- ① 壁面の位置は、行為指針01の規定により後退し、広場状空地として整備する。ただし、壁面後退した部分において、広場状空地の機能を阻害しないと認められる範囲で、柱を設置することができる。

### (4) 建築物の最高高さ 〈関連:行為指針07〉

#### ■必ず達成する事項

建築物の高さは31mを基本とし、次のような都市景観形成への特段の貢献を総合的に判断して、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 歴史的建造物を保全し活用する。
- ② 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠は、歴史的建造物と調和させる。
- ③ 文化・芸術・創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。

## (5) 屋外広告物 <関連:行為指針10>

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和したものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさのものとし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、広告面への表示は施設名を主体とし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限としたデザインとするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものとする。また、見通し景観形成街路に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、形態意匠とする。

- ①屋外広告物は、自己用のものとする。
- ②屋上看板は設置しないものとする。
- ③建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - 1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの
  - 2) 1建築物につき1カ所とするもの
- ④「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の広告面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度は4以下とする。
- ⑤「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 広告面の向きは、「見通し景観形成街路」に概ね平行とする。
  - 2) 広告面の厚みは、「視点場となる交差点」から見て、厚みの小さいものとする。
- ⑥袖看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 幅は1m以下とする。
  - 2) 下端の地上からの高さは6.5m以上とする。
  - 3) 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものの広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑦「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。
- ⑧「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物には、光源が点滅するもの又は映像装置を使用しないものとする。

馬車道商店街では、魅力ある街の創造に向けた検討を行っています。  
建築計画・店舗計画の際には、地元まちづくり委員会と協議、調整を行ってください。

【連絡先】馬車道商店街協同組合事務局

TEL:045(641)4068

FAX:045(641)9224





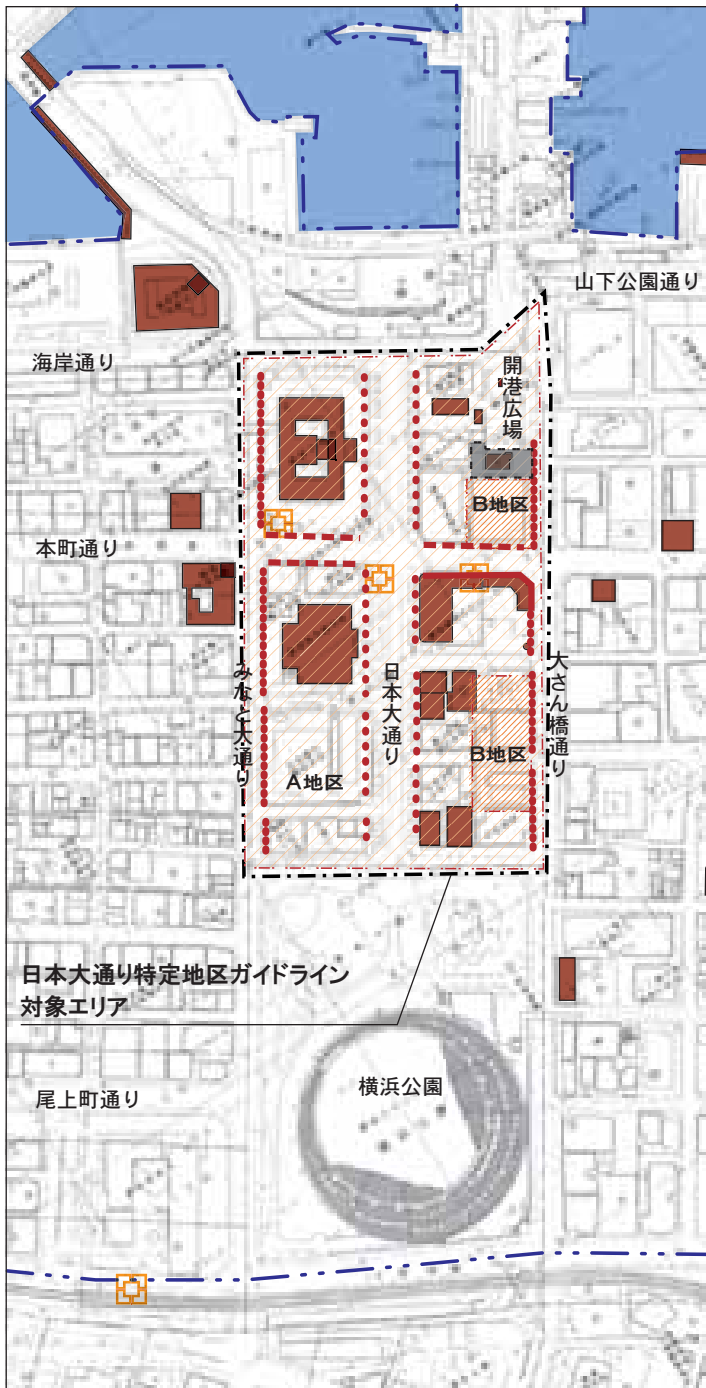
日本大通り特定地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■日本大通り特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化施設の集積を推進する。

## ■行為指針

- 広幅員の街路とイチョウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い街路景観を形成する。
- 日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。
- 日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務施設や観光・文化施設の導入を推進し、賑わいを形成する。
- 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- 日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。



### 凡例

- 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア
- 日本大通り特定地区ガイドライン対象エリア
- 歴史的建造物・土木遺構
- 駅出入口

### 《日本大通り用途誘導地区地区計画》

#### 建築物の壁面の位置

- 高さ45m以上の部分で道路境界線より5m以上壁面後退
- 高さ45m未満の部分で道路境界線より1.0m以上、高さ45m以上の部分で道路境界線より5.0m以上壁面後退
- 高さ45m未満の部分で道路境界線より1.2m以上、高さ45m以上の部分で道路境界線より5.0m以上壁面後退
- 高さ31m以上45m未満の部分で道路境界線より5.0m以上、高さ45m以上60m未満の部分で道路境界線より15m以上、高さ60m以上75m以下の部分で道路境界線より30m以上壁面後退
- A地区…住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿、風俗施設等禁止
- A地区のうち住宅を許容する敷地
- B地区…2階以下は住宅禁止  
風俗施設等禁止

## 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること:

### (1) 賑わいの形成

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 日本大通り地区の格調及び来訪者の利便性を高める業務施設及び観光・文化施設を誘導する。特に次に掲げる用途を積極的に誘導し、賑わいを形成する。  
[事務所、店舗、劇場、映画館、演芸場、集会場、博物館、美術館、図書館、診療所、大学]
- ② 日本大通り地区の魅力ある都市景観の形成のための方針にふさわしくない施設の設置は避ける。  
【地区計画の規定】  
A地区：住居系施設、風俗営業等の用途、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等  
B地区：2階以下の階への住居、風俗営業等の用途、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- ② 建築物の日本大通りに面する部分には、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）を設置することによって、日本大通りの街並みを阻害することのない形態意匠とするものとする。ただし、地上から高さ15m以下の部分において設置する窓面看板で、魅力ある景観の形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- ③ 工作物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ④ 開港広場に面する敷地では、低層の街並みの連続性を創出し、開放的で親密な空間を創出するため、建築物は高さ12～15m程度で外観を分節した形態意匠とし、又は中層、高層部を壁面後退する。

### (3) 壁面位置

#### ■必ず達成する事項

- ① 本町通り、大さん橋通り、みなと大通りに面する高さ45mを越える建築物の高層部では、開放的な通景空間の確保、歩行者への圧迫感の低減のため、道路境界線より5m以上の壁面後退を図る。
- ② 日本大通りに面する建築物の高層部は、次の通り日本大通りの開放的な通景空間の確保、歩行者への圧迫感の低減のため、道路境界線からの壁面後退を図る。
  - ・ 建築物の高さ31m以上45m未満：高層部壁面後退5m以上
  - 45m以上65m未満： 15m以上
  - 65m以上75m以下： 30m以上

## (4) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、日本大通り地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものとする。特に、日本大通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさのものとし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、広告面への表示は施設名を主体とし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものとする。また、三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、三塔への眺望を阻害しない位置、規模、形態意匠とする。

- ①屋外広告物は、自己用のものとする。
- ②屋上看板は設置しない。ただし、日本大通りに面する位置に設置せず、かつ、計画図5に示す大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向かって設置しないもので、上端から下端までの高さを4m以下、広告面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とし、かつ、日本大通りの街並み及び港からの眺望を阻害しない形態意匠である場合は、この限りでない。
- ③壁面看板は、次の事項に適合し、日本大通りの街並みと調和した形態意匠とするものとする。
  - 1) 上端の地上からの高さが15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
    - ア 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが15mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
    - イ 日本大通りに面する位置に設置せず、かつ、大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向かって設置せず、かつ、日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
  - 2) 広告面の背景色（地の色）は、建築物の外壁とマンセル表色系で色相は同じとし、かつ、彩度は4以下とする。ただし、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ④広告塔は、次の事項に適合し、日本大通りの街並みと調和した形態意匠とし、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。
  - 1) 山下公園通りに面する位置に設置する場合は1カ所とする。ただし、日本大通りに接する距離の延長が長く、広告塔の視認性に支障が出る等の場合は、敷地端の2カ所とすることができる。
  - 2) 高さは、5m以下とする。
  - 3) 広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分は、マンセル表色系で彩度は4以下とする。ただし、素材にアルミを使用するなど日本大通りの街並みを阻害しないものと認められる場合はこの限りでない。
- ⑤大さん橋通り及びみなと大通り以外の街路に面する建築物の部分には、袖看板は設置しないものとする。ただし、次の事項に適合するものはこの限りではない。
  - 1) 幅は0.5m以下とする。
  - 2) 上端の地上からの高さは15m以下とする。
  - 3) 広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑥屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑦屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

その他、日本大通り地区地区計画に定められた規定によること。



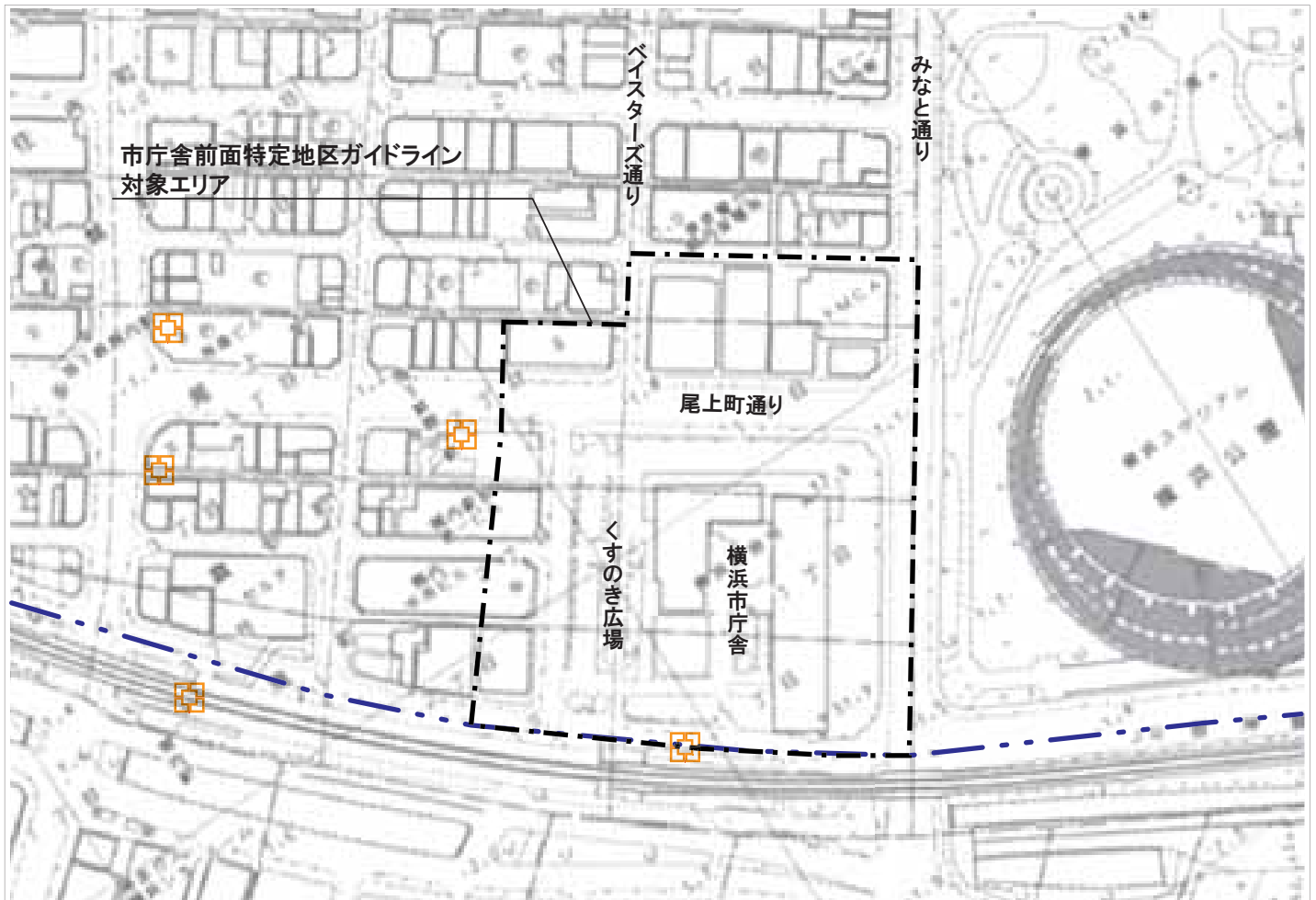
市庁舎前面特定地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■市庁舎前面特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。

## ■行為指針

- 市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。
- 大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。
- 市庁舎前面特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の施設の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。
- 中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とくすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間を形成する。



- 凡例
- 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア
  - 市庁舎前面特定地区ガイドライン対象エリア
  - 駅出入口



## 行為指針を達成するため、以下の基準に適合すること

### (1) 賑わいの形成 〈関連:行為指針02〉

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ①市庁舎前面地区の格調を高め、活力と賑わいを創り出す商業・業務の用途の施設の導入を推進し、賑わいを創出する。特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ①建築物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図るために、関内地区の歴史的特色であるレンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系又は赤(R)系の色相を基調とするものとする。
- ②工作物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図るために、関内地区の歴史的特色であるレンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系又は赤(R)系の色相を基調とするものとする。

### (3) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、市庁舎とくすのき広場及び横浜公園の景観と調和した落ち着いたものとし、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、形態意匠とする。

- ①屋上看板は設置しない。ただし、くすのき広場又はみなと大通りに向かって設置しない場合においては、この限りでない。
- ②上端の地上からの高さが15mを超える壁面看板は、くすのき広場、尾上町通り又はみなと大通りに面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。
  - 1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの(地上からの高さが15mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。)
  - 2) くすのき広場又はみなと大通りに面する位置に設置しないもので、かつ、市庁舎周辺の街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
- ③広告塔は、次の事項に適合し、市庁舎周辺の街並みと調和した形態意匠とし、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。
  - 1) 高さは、5m以下とする。
  - 2) 広告面の背景色(地の色)及び広告面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で彩度は4以下とする。ただし、素材にアルミを使用するなど市庁舎周辺の街並みを阻害しないものと認められる場合はこの限りでない。
- ④袖看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 幅は0.5m以下とする。
  - 2) 上端の地上からの高さは15m以下とする。
  - 3) 計画図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものの広告面の背景色(地の色)及び広告面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑤屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑥屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

## 《北仲通り北準特定地区》

### ■北仲通り北準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

#### ■行為指針

- 港町の歴史を伝える歴史的建造物を保全活用し、それらと調和する新しい街並みを創出する。
- ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出を図る。
- 建築物の高層部分は、周辺環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

## 《北仲通り南準特定南地区》

### ■北仲通り南準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

#### ■行為指針

- ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。
- ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。
- 建築物の高層部分は、周辺環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

北仲通り北準特定地区及び北仲通り南準特定地区においては、以下の基準に適合すること

#### (1) 屋外広告物(両地区共通)

- ①屋上看板は設置しないものとする。ただし、自動車道に面する位置に設置せず、かつ、大さん橋の視点場に向かって設置しないもので、自動車道及び港からの眺望を阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ②壁面看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 上端の地上からの高さが15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
    - ア 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが15mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
    - イ 自動車道に面する位置に設置せず、かつ、大さん橋の視点場に向かって設置しないもので、自動車道及び港からの眺望を阻害しない形態意匠であると認められるもの
  - 2) 広告面の背景色（地の色）は、建築物の外壁とマンセル表色系で色相は同じとし、かつ、彩度は4以下とする。ただし、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ③広告塔の高さは、5m以下とする。
- ④屋外広告物の照明は、建築物の3階以上の位置に設置するもの及びその他のもので上端の地上からの高さが5mを超える位置に設置するものは外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑤屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。



## 《象の鼻周辺準特定地区》

### ■象の鼻周辺準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港の歴史を象徴した、象の鼻の波止場をシンボルとして、歴史を感じさせるゆとりある広場空間を形成する。  
港からの品格のある眺望景観を形成する。

#### 以下の基準に適合すること

##### (1) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、大さん橋又は赤レンガパークから見た眺望に調和したものとする。

- ①屋上看板は設置しないものとする。ただし、自己用であり、大さん橋の視点場に向かって設置せず、かつ、海岸通りに面する位置に設置しないもので、大さん橋又は赤レンガパークからの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ②屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

## 《海岸通り準特定地区》

### ■海岸通り準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を活かし、港町の雰囲気を感じられる街並み、空間を形成する。  
港からの品格のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

#### 以下の基準に適合すること

##### (1) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、みなとみらい21新港地区から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものとする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、形態意匠とし、かつ、三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、三塔への眺望を阻害しない位置、規模、形態意匠とする。とする。

- ①屋上看板は設置しないものとする。ただし、自己用であり、みなとみらい21新港地区、海岸通り及びみなと大通りに面する位置に設置せず、かつ、大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向かって設置しないもので、みなとみらい21新港地区並びに大さん橋の視点場からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠である場合には、この限りでない。
- ②壁面看板は、次の事項に適合し、みなとみらい21新港地区から見た景観や海岸通り沿いの景観を阻害しない形態意匠とするものとする。
  - 1) 上端の地上からの高さは15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。
    - ア 建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが15mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）
    - イ みなとみらい21新港地区及び大さん橋の視点場に向かって設置せず、かつ、海岸通り周辺地区の街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
  - 2) 広告面の背景色（地の色）は、建築物の外壁（外壁の色彩がマンセル表色系で彩度が4を超えるものは除く。）と同色又はマンセル表色系で彩度は4以下とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの以外で、広告面の背景色（地の色）について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ③「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 広告面の向きは、「見通し景観形成街路」に概ね平行とする。
  - 2) 広告面の厚みは、「視点場となる交差点」から見て、厚みの小さいものとする。
- ④袖看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 計画図4に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの及び「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するものは、広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。
  - 2) 「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するもので、上端の地上からの高さが15mを超えるものは、広告面をみなとみらい21新港地区及び計画図5に示す大さん橋の視点場に向かって設置しないものとする。
- ⑤屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観を阻害しないように遮蔽する。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置以外で、バックライト式の照明方式や箱文字部分のみを内照式とするなど、屋外広告物の形態意匠、位置及びその照明方法が質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑥屋外広告物には、映像装置は使用しないものとする。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。
- ⑦「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物には、光源が点滅するものを使用しないものとする。

## 《関内中央準特定地区》

### ■関内中央準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

馬車道周辺特定地区や日本大通り特定地区といった個性とは異なった独自の個性を育成し、特徴のある街並みを形成する。

横浜公園や日本大通り特定地区に面しては、これらの街並みに調和した落ち着いた街並みを形成する。

港からの品格と魅力のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

#### 以下の基準に適合すること

##### (1) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、秩序ある街路景観を形成するものとする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、見通し景観を阻害しない規模、位置、形態意匠とし、かつ、三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、三塔への眺望を阻害しない位置、規模、形態意匠とする。とする。

- ①南仲通りから海側の街区では、屋上看板は設置しないものとする。ただし、自己用であり、みなとみらい21新港地区、日本大通り又は大さん橋の視点場に向かって設置しないもので、みなとみらい21新港地区並びに大さん橋の視点場からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ②みなと大通りに接する敷地（本町通りに接する街区及び「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 上端から下端までの高さは4m以下とする。
  - 2) 広告面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ③「後景エリア」内又は「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板は、次の事項に適合し、横浜三塔への眺望及び見通し景観を阻害しない形態意匠とする。
  - 1) 広告面の背景色（地の色）は、建築物の外壁（外壁の色彩がマンセル表色系で彩度が4を超えるものは除く。）と同色又はマンセル表色系で彩度は4以下とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの以外で、広告面の背景色（地の色）について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
  - 2) 「後景エリア」内で、上端の地上からの高さが15mを超える壁面看板は、大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向かって設置しない。ただし、建築物の名称を単色で掲示するもの（地上からの高さが15mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）については、この限りでない。
- ④「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔は、次の事項に適合するものとする。
  - 1) 広告面の向きは、「見通し景観形成街路」に概ね平行とする。
  - 2) 広告面の厚みは、「視点場となる交差点」から見て、厚みの小さいものとする。
- ⑤「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する袖看板は、広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分を無彩色とする。
- ⑥「後景エリア」のみなと大通りに面する位置に設置する袖看板は、次の事項に適合し、横浜三塔への眺望を阻害しない形態意匠とする。
  - 1) 上端の地上からの高さが15mを超えるものは、広告面を大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向かって設置しないものとする。
  - 2) 広告面の背景色（地の色）及び広告面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑦「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。
- ⑧「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物には、光源が点滅するもの又は映像装置を使用しないものとする。

## 《吉浜町周辺準特定地区》

### ■吉浜町周辺準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

山手の丘や堀川の対岸からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。

以下の基準に適合すること

#### (1) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、秩序ある街並みを形成するものとする。

- ①屋上看板は設置しないものとする。
- ②上端の地上からの高さが15mを超える壁面看板は、外国人墓地又はイタリア山公園に向かって設置しない。ただし、建築物の名称等を単色で掲示するもの（地上からの高さが15mを超える部分の屋外広告物の表示面積の合計が10㎡以内のものに限る。）は、この限りでない。
- ③広告塔は、高さを5mとし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。

## 《関内駅前準特定地区》

### ■関内駅前準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。

中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

## 《関内西準特定地区》

### ■関内西準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

馬車道周辺特定地区や北仲通り北、南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。

大岡川や桜木町との関わりを強め、関内地区との結節点としての役割を担う地区として、空間を形成する。

景観重要公共施設においては、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向けて、このガイドラインを達成するものとする。



## 《日本大通り》

### (1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は日本大通り特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、緊急的に対応が必要な行為及び原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相2.5G、明度4.0、彩度1.0を目安とする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- ④ 歩道の舗装は、日本大通りの歴史的建造物やイチヨウ並木と調和する錆御影石などの重厚な素材のものを使用する。
- ⑤ イチヨウは自然樹形を生かし、港に向かって連続したイチヨウ並木の景観を維持する。

### (2) 占用許可の基準(道路法第32条)

占用許可の基準は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)は、この限りでない。

- ① 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色(地の色)を無彩色とするもの
  - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- ③ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- ④ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板(表示面は除く。)、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相2.5G、明度4.0、彩度1.0を目安としたものを基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - 1) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
  - 2) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

## 《山下公園通り》

### (1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は山下町特定地区山下公園通りゾーンの方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、緊急的に対応が必要な行為及び原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）とする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- ④ 歩道の舗装は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みと調和する重厚な素材のものを使用する。
- ⑤ イチョウはできる限り自然樹形に近いものとし、連続したイチョウ並木の景観を維持する。

### (2) 占用許可の基準(道路法第32条)

占用許可の基準は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)は、この限りでない。

- ① 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
  - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等の形状は、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。
- ③ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。
- ④ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - 1) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
  - 2) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの
- ⑤ 日よけについては、設けることはできない。ただし、歴史的建造物又はその付属物として、周辺の街並みと調和する形態意匠と認められる場合は、この限りでない。

## 《馬車道》

### (1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、緊急的に対応が必要な行為及び原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- ④ 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあったレンガなどの素材のものを使用する。

### (2) 占用許可の基準(道路法第32条)

街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板(表示面は除く。)、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン(マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安)、ダークグレー(マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安)又はダークグリーン(マンセル表色系で色相2.5G、明度3.0、彩度1.0を目安)を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- ① 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- ② 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
- ③ 既に受けている占用許可の更新を行う物件(外観の変更を生じないものに限る。)で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

## 《関内駅南口・市庁舎前》

### (1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、緊急的に対応が必要な行為及び原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- ④ 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあったレンガなどの素材のものを使用する。

### (2) 占用許可の基準(道路法第32条)

占用許可の基準は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)は、この限りでない。

- ① 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
  - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。
- ③ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。
- ④ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - 1) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
  - 2) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの



## 《見通し景観形成街路》

### (1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は見通し景観の形成を図ることを目的にデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、緊急的に対応が必要な行為及び原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で見通し景観の形成を阻害しない位置、規模及び形状とする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）とし、同一種類のもは同一の色彩を使用するものとする。

### (2) 占用許可の基準（道路法第32条）

占用許可の基準は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ① 見通し景観の確保のために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
  - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
  - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける上空通路の壁面は透過性の高いものとし、通路の路面からの高さは10m以上とすること。
- ③ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等は、見通し景観の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- ④ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、見通し景観の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- ⑤ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）を基調とすること。ただし、既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないものは、この限りでない。

## 《横浜公園》

### (1) 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準は次のとおり定める。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為又は通常管理行為、緊急的に対応が必要な行為及び原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ①公園内の設備及び施設などは、区内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。
- ②公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。
- ③日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。
- ④公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

### (2) 占用許可の基準(都市公園法第7条)

占用許可の基準は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの及び既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)ものは、この限りでない。

- ①公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、区内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。
- ②屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない
  - 1) 横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの
  - 2) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
  - 3) 許可を得て営業を行う店舗等の屋外広告物で広告面の背景色（地の色）を屋外広告物の設置された外壁と同じ色又は白としたもの
- ④公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

## 《山下公園》

### (1) 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準は次のとおり定める。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為又は通常管理行為、緊急的に対応が必要な行為及び原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ①公園内の設備及び施設などは、見通し景観形成街路からの山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気に調和した形態意匠とする。
- ②インド水塔などの歴史的な建造物を保全する。
- ③公園内の植栽は、見通し景観形成街路からの港や氷川丸への見通しに対して配慮した配置とする。
- ④公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

### (2) 占用許可の基準(都市公園法第7条)

占用許可の基準は次のとおり定める。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの及び既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)ものは、この限りでない。

- ①公園内の設備、施設及び占用物は、山下公園通り又は見通し景観形成街路から山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気に調和した形態意匠とする。
- ②屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
  - 1) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
  - 2) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

## 関内地区景観計画（案）

### 景観計画の区域

計画図 1 に示す区域とする。

中区日本大通、横浜公園、海岸通一丁目、海岸通二丁目、海岸通三丁目、海岸通四丁目、海岸通五丁目、元浜町一丁目、元浜町二丁目、元浜町三丁目、元浜町四丁目、北仲通一丁目、北仲通二丁目、北仲通三丁目、北仲通四丁目、北仲通五丁目、北仲通六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、南仲通一丁目、南仲通二丁目、南仲通三丁目、南仲通四丁目、南仲通五丁目、弁天通一丁目、弁天通二丁目、弁天通三丁目、弁天通四丁目、弁天通五丁目、弁天通六丁目、太田町一丁目、太田町二丁目、太田町三丁目、太田町四丁目、太田町五丁目、太田町六丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、相生町五丁目、相生町六丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、常盤町三丁目、常盤町四丁目、常盤町五丁目、常盤町六丁目、尾上町一丁目、尾上町二丁目、尾上町三丁目、尾上町四丁目、尾上町五丁目、尾上町六丁目、真砂町一丁目、真砂町二丁目、真砂町三丁目、真砂町四丁目、港町一丁目の一部、港町二丁目の一部、港町三丁目の一部、港町四丁目の一部、港町五丁目の一部、港町六丁目の一部、山下町の一部、吉浜町の一部、松影町一丁目の一部

### 良好な景観の形成に関する方針

関内地区では、歴史・文化を保全・活用し、業務・商業機能を中心としながら、文化芸術創造活動など多機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、横浜市主導によるまちづくりとともに、地元のまちづくり組織との協働による、様々な魅力づくりの取組が図られてきた。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の 4 つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- (1) わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- (2) 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。
- (3) 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- (4) 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。

方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、次の行為指針を定める。

- (01) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する
- (02) 通りの低層部の設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する

この資料の内容は検討  
段階のものであり確定し  
たものではありません。

- (03) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する
- (04) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する
- (05) 関内地区の街並みの特徴を生かす
- (06) ミナト横濱の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす
- (07) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する
- (08) 港や丘などからの眺望景観が魅力的となるよう工夫する
- (09) 関内地区の新しい魅力を創造する
- (10) 秩序ある広告景観を形成する

以上の関内地区全域の方針のほかに、計画図1に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。

#### 〔山下町特定地区〕

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みの形成を図るために、ゾーンごとに方針を次のように定める。

山下公園通りゾーンでは、

イチョウ並木や歴史的建造物と一体となった重厚感のある街路景観と、ゆとりと品格のある空間を形成する。

港に面し、開港以来、交流拠点として発展してきたこの地区は、横浜の顔として集客性・公共性の高い地区であり、都心にふさわしい観光、文化、商業、業務施設を集積し、賑わいのある空間を形成する。

港からの品格のある眺望景観を形成する。

山下公園通りでは、山下公園や港、歴史ある格調高い街並み、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

水町通り及び海岸教会通りゾーンでは、

公共性の高い施設の集積する山下公園通りと、事務所機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、人々の滞留・回遊を促進するよう、賑わいを創出し、大通りには見られない特徴ある街並みを形成する。

敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街路景観を形成する。

中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

本町通りゾーンでは、

関内地区の横方向の主軸として、歩道状空地や広場状空地を多く配置し、ゆとりと賑わいのある空間と低層、中低層の連続した街路景観を創出する。

官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強め、関内地区の業務機能を向上させるため、事務所機能を充実させ、また、商業・観光、文化芸術創造機能を強

化する。

港や山下公園へ抜ける見通し景観を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。

中高層、高層の建築物は、港や山手の丘からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

中華街中央ゾーンでは、

中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮烈な色彩や躍動感のある意匠の見られる中華街独特の活気ある街並みを形成する。

「中華街賑わい形成街路」では、個性的で賑わいの溢れる賑わいのある施設の連続と集積を継承する。

中高層の山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

中華街北辺ゾーンでは、

強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンの街並みと融和し、路地的な雰囲気と賑わいの連続性を創出し、街並みの調和を図る。

中高層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

大さん橋通りゾーンでは、

横浜公園や日本大通り特定地区に面するゾーンとして、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。

中高層の建築物は、横浜公園や日本大通り特定地区、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

中華街南辺ゾーンでは、

中華街中央ゾーンや元町の街並みと融和し、石川町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。

堀川や元町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担うゾーンとして、空間を形成する。

中高層の建築物は、山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。

〔馬車道周辺特定地区〕

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成するために、方針を次のように定める。

馬車道周辺特定地区の歴史的・文化的資源を大切にし、個性的で魅力ある街並みを形成する。

開港の歴史・文化を大切にするとともに 賑わいのある、人に優しいまちを創る。

文化芸術創造関連の施設の集積を図り、新たな文化を発信する。

中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

馬車道では、馬車道の個性を生かし、質の高い商店街にふさわしいゆとりある歩行者空間を有する街路空間を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

〔日本大通り特定地区〕

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化施設の集積を推進するために、方針を次のように定める。

広幅員の街路とイチョウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い街路景観を形成する。

日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。

日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務施設や観光・文化施設の導入を推進し、賑わいを形成する。

中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。

#### 〔市庁舎前面特定地区〕

関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成するために、方針を次のように定める。

市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。

大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。

市庁舎前面特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の施設の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。

中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とくすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間を形成する。

#### 〔北仲通り北準特定地区〕

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するために、方針を次のように定める。

港町の歴史を伝える歴史的建造物を保全活用し、それらと調和する新しい街並みを創出する。

ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出を図る。

建築物の高層部分は、周辺的环境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

#### 〔北仲通り南準特定地区〕

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するために、方針を次のように定める。

ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。

ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。

建築物の高層部分は、周辺的环境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

〔象の鼻周辺準特定地区〕

開港の歴史を象徴した、象の鼻の波止場をシンボルとして、歴史を感じさせるゆとりある広場空間を形成する。

港からの品格のある眺望景観を形成する。

〔海岸通り準特定地区〕

特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を活かし、港町の雰囲気を感じられる街並み、空間を形成する。

港からの品格のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

〔関内中央準特定地区〕

馬車道周辺特定地区や日本大通り特定地区といった個性とは異なった独自の個性を育成し、特徴のある街並みを形成する。

横浜公園や日本大通り特定地区に面しては、これらの街並みに調和した落ち着いた街並みを形成する。

港からの品格と魅力のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

〔関内駅前準特定地区〕

商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。

中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

〔吉浜町周辺準特定地区〕

山手の丘や堀川の対岸からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。

〔関内西準特定地区〕

馬車道周辺特定地区や北仲通り北、南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。

大岡川や桜木町との関わりを強め、関内地区との結節点としての役割を担う地区として、空間を形成する。

〔山下公園〕

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

〔横浜公園〕

開港当時からの歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

### 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

〔届出対象行為及び特定届出対象行為〕

次に掲げる行為を届出対象とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築及び改築については、外観の変更を伴わないものは

除く。)

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 平方メートル以上のもの

(3) 次の工作物の新設、増築、改築又は移転

- 1.垣、柵、塀、ネットフェンスその他これらに類するもの
- 2.擁壁その他これに類するもの
- 3.建築物とならない駐車場、駐輪場
- 4.駐車場又は駐輪場に付属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの
- 5.コースター等の高架の遊戯施設又は観覧車等の回転運動をする遊戯施設
- 6.電気通信設備、電気工作物、無線設備
- 7.高架鉄道、高架道路
- 8.排気塔、冷却塔その他これらに類するもの
- 9.煙突、高架水槽その他これらに類するもの
- 10.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- 11.鉄塔、記念塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの
- 12.橋梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- 13.アスファルトプラントなど製造施設その他これらに類するもの
- 14.電気供給若しくは有線電気通信のための空中線の支持物
- 15.自動販売機、写真撮影機その他これらに類するもの
- 16.電話ボックスその他これらに類するもの
- 17.ベンチ
- 18.屋外に設置するデッキその他これらに類するもの
- 19.舗装(車道は除く。)植栽マスその他これらに類するもの
- 20.ゴミ箱及びゴミ集積所に付属するもの
- 21.郵便集配ポスト
- 22.案内標識、案内サインその他これらに類するもの
- 23.ヘリコプターの緊急離着陸場、緊急救助用スペース
- 24.風車

(4) 前項の工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 平方メートル以上のもの

(5) 特定照明

#### 〔行為の制限〕

関内地区における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものはこの限りでない。

また、関内地区全域の景観形成基準に加え、地区に応じた景観形成基準が定められている場合は、その景観形成基準についても適用する。



第1号から第4号の届出対象行為（建築物・工作物関連）

【形態意匠】

関内地区全域の景観形成基準

<低層部のしつらえ・外構>

- (1) 計画図2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場出入口となる部分は、当該「重点歩行者ネットワーク街路」に面して設けないなど、当該「重点歩行者ネットワーク街路」の連続した賑わいや街並みを阻害しないようにする形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 計画図2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅は、当該「歩行者ネットワーク街路」の賑わいを阻害しないようにするため、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分を当該「歩行者ネットワーク街路」に面して設けないよう配慮し、やむを得ずこれらの部分を当該「歩行者ネットワーク街路」に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない位置、形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 計画図2に示す「商業のネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の1階部分は、当該部分の機能に応じ、建築物内部の賑わいや活動が外部から望めるようにするため、大型の開口部を設けるなど通りの賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- (4) 共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (5) 駐車場及び駐輪場となる建築物の部分は、それらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮蔽することなどにより、当該駐車場及び駐輪場周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。ただし、駐車場出入口又は駐輪場出入口から望めるものはこの限りでない。
- (6) 駐車場出入口となる建築物の部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (7) 計画図3に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における建築物は、人々が活動し賑わいが形成されるように、広場状空地のような人々が集まり、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。
- (8) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、歩道状空地としての機能を阻害しない形態とするものとする。ただし、計画図9に示す「壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路」沿いにおける壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、広場状空地としての形態とすることができる。
- (9) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、当該空地に接する隣地又は道路との間を一般の人が通常自由に通行又は利用できる形態とするものとする。
- (10) 壁面の位置の制限によって生じる空地は、当該空地に接する歩道、隣接する敷地の歩道状空地及び広場状空地に同じ高さで接する形態とするものとする。ただし、敷地の周辺状況や当該空地の形態などから支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (11) 計画図2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場出入口となる工作物は、当該「重点歩行者ネットワーク街路」に面して設けないなど、当該「重点歩行者ネットワーク街路」の連続した賑わいや街並みを阻害しないようにする形態意匠とするものとする。

ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合はこの限りでない。

- (12) 計画図 2 に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅は、当該「歩行者ネットワーク街路」の賑わいを阻害しないようにするため、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物を当該「歩行者ネットワーク街路」に面して設けないよう配慮し、やむを得ずこれらの部分を当該「歩行者ネットワーク街路」に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない位置、形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (13) 計画図 2 に示す「商業のネットワーク街路」に面する位置に設置する工作物は、通りの賑わいを創出するため、周囲の賑わいを遮断しないような開放的な形態意匠とするものとする。
- (14) 共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (15) 駐車場及び駐輪場となる工作物は、それらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮蔽することなどにより、当該駐車場及び駐輪場周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。ただし、駐車場出入口又は駐輪場出入口から望めるものはこの限りでない。
- (16) 駐車場出入口となる工作物は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、駐車場出入口の道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (17) 計画図 3 に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が活動し賑わいが形成されるように、広場状空地のような人々が集まり、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

#### < 色彩 >

- (18) 建築物の色彩は、次のとおりとする。

マンセル表色系で彩度 4 以下とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 建築物の 1、2 階の部分で、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

イ 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

ウ レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

エ 次のいずれかに該当するものの場合

(ア) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、中華街独自の景観や文化を反映させた場合

(イ) 山下町特定地区の中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合

(ウ) 山下町特定地区の皆さん橋通りゾーンで計画図 7 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合

(エ) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、中華街独自の景観や文化を反映させた場合

マンセル表色系で、色相は、青緑 (BG) 系、青 (B) 系、紫青 (PB) 系、紫 (P) 系及び赤紫 (RP) 系以外の色相又は無彩色を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこ

の限りでない。

ア 建築物の 1、2 階の部分で、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

イ 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

ウ レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

エ 次のいずれかに該当するもの場合

(ア) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、中華街独自の景観や文化を反映させた場合

(イ) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合

(ウ) 山下町特定地区の大きな橋通りゾーンで計画図 7 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合

(エ) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、中華街独自の景観や文化を反映させた場合

(オ) 山下町特定地区の水町通り及び海岸教会通りゾーンのうち、水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の場合

(カ) 日本大通り特定地区、馬車道周辺特定地区又は市庁舎前面特定地区の敷地の建築物の場合

(キ) 計画図 5 に示す「後景エリア」内の敷地の建築物の場合

蛍光色を用いないこと。

(19) 建築物の高さ 31m を超える部分についての色彩は、マンセル表色系で明度 7 以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上とするものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

山下町特定地区の山下公園通りゾーン内の建築物の場合

計画図 5 に示す「後景エリア」内の建築物の場合

レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

計画図 6 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合

(20) 計画図 6 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で明度を 7 以下とし、眺望対象となる歴史的建造物と同調しないものとする。ただし、レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合はこの限りでない。

(21) 計画図 5 に示す「後景エリア」内の建築物の色彩は、次のとおりとし、大きな橋及び赤レンガパークの視点場から望んだ眺望対象が引き立つようにするものとする。ただし、レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合はこの限りでない。

キングの塔の「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で赤 (R) 系、橙 (YR) 系又は黄 (Y) 形の色相を基調とし、明度 8 以上かつ彩度 2 以下とする。

クィーンの塔の「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で赤 (R) 系、橙 (YR) 系又は黄 (Y) 形の色相を基調とし、明度 6 又は 7 かつ彩度 4 以下とする。ただし、計画図 6 に示す Q2 の敷地 (みなと大通りに接する敷地は除く。) 内の建築物の高さ 31m 以下の部分は、こ

の限りでない。

ジャックの塔の「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で赤（R）系、橙（YR）系又は黄（Y）形の色相を基調とし、明度7以上かつ彩度4以下とする。

- (22) 工作物の色彩は、マンセル表色系で彩度4以下とし、蛍光色を用いないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

当該工作物と同一敷地内の建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

次のいずれかに該当するもの場合

ア 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、中華街独自の景観や文化を反映させた場合

イ 山下町特定地区の大事な橋通りゾーンで計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の場合

ウ 山下町特定地区の中華街中央ゾーンの敷地の場合

エ 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、中華街独自の景観や文化を反映させた場合

- (23) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分についての色彩は、マンセル表色系で明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上とするものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

山下町特定地区山下公園通りゾーンに内の工作物の場合

計画図5に示す「後景エリア」内の工作物の場合

レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

計画図4に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の場合

- (24) 計画図4に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で明度を7以下とし、眺望対象となる歴史的建造物と同調しないものとする。ただし、レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合はこの限りでない。

- (25) 計画図5に示す「後景エリア」内の工作物の色彩は、次のとおりとし、眺望対象が引き立つようにするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合はこの限りでない。

キングの塔の「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で赤（R）系、橙（YR）系又は黄（Y）形の色相を基調とし、明度を8以上かつ彩度を2以下とする。

クィーンの塔の「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で赤（R）系、橙（YR）系又は黄（Y）形の色相を基調とし、明度を6又は7かつ彩度を4以下とする。ただし、計画図5に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の高さ31m以下の部分は、この限りでない。

ジャックの塔の「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で赤（R）系、橙（YR）系又は黄（Y）形の色相を基調とし、明度を7以上かつ彩度を4以下とする。

<外壁>

- (26) 建築物は、街並みの連続性を創出するため、高さが概ね 31mの部分で形態意匠の分節を行うものとする。ただし、周辺の街並みの状況や建築物の形態意匠などから良好な景観が形成されると市長が認めた場合は、31mから 45mまでの高さの範囲内で形態意匠の分節を行うことができる。
- (27) 共同住宅のバルコニーは、外部から物干し施設や建築物の内部が見えないようにするため、バルコニーに接する柱の柱面から突出しない形態とするものとする。
- (28) 共同住宅のバルコニーの手摺り及びこれに付随する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から物干し施設や建築物の内部が見えないようにする形態意匠とするものとする。
- (29) 山下公園通り又は海岸通りの計画図 6 に示す範囲に面する建築物は、壁面の向きを当該建築物が存する敷地が面する山下公園通り又は海岸通りに対して概ね直角又は平行とし、港からの魅力ある眺望を形成する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置や形状などによりやむを得ず、かつ、大さん橋の視点場から見た眺望に支障を及ぼさないと市長が認めた場合はこの限りでない。
- (30) 計画図 5 に示す「前景エリア」内の建築物は、大さん橋及び赤レンガパークの視点場から眺望対象が望める形態とするものとする。
- (31) 計画図 5 に示す「前景エリア」内の工作物は、大さん橋及び赤レンガパークの視点場から眺望対象が望める形態とするものとする。

#### <高層部のしつらえ>

- (32) 建築物の高さ 31mを超える部分については、計画図 6 に示す「眺望の視点場」からの眺望の魅力を阻害しないようにするため、視点場から見たときの当該部分の見付の幅を小さくする形態とするものとする。
- (33) 高さが 31m を超える建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮蔽するなど計画図 6 に示す「眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図 5 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物はこの限りでない。
- (34) 高さが 45m を超える建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 5 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物はこの限りでない。
- (35) 計画図 5 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮蔽するなど大さん橋及び赤レンガパークの視点場から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図 5 に示す Q2 の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- (36) 計画図 5 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離させる乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 5 に示す大さん橋及び赤レンガパークの視点場から容易に望めないもので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合はこの限りでない。
- (37) 高さが 31m を超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、ルーバーなどにより遮蔽するなど計画図 6 に示す「眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図 5 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物又は設備などを遮蔽する目的で設置する工作物については、この限りでない。

- (38) 高さが 45m を超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図 5 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物はこの限りでない。
- (39) 計画図 5 に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物の形態意匠は、次のいずれかとするものとする。ただし、計画図 5 に示す Q2 の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の高さ 31m 以下の部分は、この限りでない。
- ルーバーなどにより遮蔽するなど計画図 5 に示す大さん橋及び赤レンガパークの視点場から容易に望めない形態意匠
- 当該工作物が、当該建築物の壁面の形態意匠と分離させる乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のもの

## 地区別の景観形成基準

〔山下町特定地区〕

### 山下公園通りゾーン

- (1) 建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。特に当該建築物の高さ概ね 15m 以下の部分（山下公園通りに面する部分に限る。）については、魅力ある街並みの連続性や賑わいが生じるような形態意匠とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とすること。
- マンセル表色系で明度は、地上から高さ 15m を超える部分については、7 以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上とすること。
- (2) 建築物の山下公園通りに面する部分には、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）を設置することによって、山下公園通りの街並みを阻害することのない形態意匠とするものとする。ただし、地上から高さ 15m 以下の部分において設置する窓面看板で、魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 工作物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とすること。
- マンセル表色系で明度は、地上から高さ 15m を超える部分については、7 以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上とすること。

### 水町通り及び海岸教会通りゾーン

- (1) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地内の建築物は、山下公園通りの景観に配慮して、レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い形態意匠とするもの

とする。

- (2) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 水町通りから山下公園通り側の街区及び水町通りに面する位置に設置する工作物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### 本町通りゾーン

- (1) 本町通りに接する敷地内の建築物の1、2階部分（当該通りに面する部分に限る。）は、賑わいとゆとりのある空間を創出するよう、1、2階部分に接して空地を設けることや柱廊風の建築物形態とすることなどによって、賑わいとゆとりある空地を創出するなどの形態意匠とするものとする。
- (2) 計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

#### 中華街中央ゾーン

- (1) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (2) 計画図7に示す「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

#### 中華街北辺ゾーン

- (1) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

#### 中華街南辺ゾーン

- (1) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同

住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

#### 大棧橋通りゾーン

- (1) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図7に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

#### 馬車道周辺特定地区

- (1) 建築物の1、2階部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的な設えとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置、形状、建築物の用途などによりやむを得ないと市長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 建築物の色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。
- (3) 工作物の色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用する場合や馬車道周辺特定地区の良好な景観の形成に関する方針に適合した芸術作品等の場合で、馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### 日本大通り特定地区

- (1) 建築物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 建築物の日本大通りに面する部分には、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）を設置することによって、日本大通りの街並みを阻害することのない形態意匠とするものとする。ただし、地上から高さ15m以下の部分において設置する窓面看板で、魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 工作物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系若しくは赤（R）系の色相又は無彩色を基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

#### 市庁舎前面特定地区

- (1) 建築物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図るために、関内地区の歴史的的特色であるレンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系又は



赤（R）系の色相を基調とするものとする。

- (2) 工作物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図るために、関内地区の歴史的特色であるレンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩は、マンセル表色系で黄（Y）系、橙（YR）系又は赤（R）系の色相を基調とするものとする。

#### 【最高高さ】

建築物の最高高さは、31m以下とするものとする。ただし、関内地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、最高高さを計画図 8 に示す各範囲ごとの数値以下とすることができる。

#### 【壁面の位置の指定】

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 9 に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの

景観法の規定によって指定された景観重要建造物

公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの

公共用歩廊

公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ

壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

#### 第 5 号（特定照明）の届出対象行為

計画図 10 に示す「歴史的界隈形成エリア」内の歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。

計画図 4 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。

### 景観重要建造物の指定の方針

関内地区は、開港を契機に発展を始めるが、震災、戦災で壊滅的な被害を受け、また、戦後の接収により都市の発展が妨げられた。しかし、これらの苦難の都度、新しい建造物が作られてきた。

現在の関内地区の景観は、建造された時代が異なる建造物が混じり合うことで構成され、古いものと新しいものの融合により作り上げられている。

このような関内地区の景観を形成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 港町の文化を伝える建造物
- (3) 異国文化を感じる建造物

- (4) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (5) 関内地区の街並みを構成する形態意匠の建造物

### 景観重要樹木の指定の方針

関内地区における緑は、緑の軸線構想に代表されるような港に向かう街路の並木や横浜公園と山下公園の並木の存在が大きい。また、敷地内に設けられた樹木が道路や公園の樹木と相まって、都市に潤いを与えている。一方で、関内地区の歴史を伝える樹木もある。

このような関内地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 関内地区の歴史を伝える樹木
- (4) 関内地区の街並みを構成する樹木

### 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物基準〔別途検討中〕

### 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

#### 【道路の整備に関する事項】

##### 日本大通り

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは日本大通り特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- (2) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安とする。
- (3) 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

- (4) 歩道の舗装は、日本大通りの歴史的建造物やイチョウ並木と調和する錆御影石などの重厚な素材のものを使用する。
- (5) イチョウは自然樹形を生かし、港に向かって連続したイチョウ並木の景観を維持する。

### 山下公園通り

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは山下町特定地区山下公園通りゾーンの方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。
- (2) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とする。
- (3) 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- (4) 歩道の舗装は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みと調和する重厚な素材のものを使用する。
- (5) イチョウはできる限り自然樹形に近いものとし、連続したイチョウ並木の景観を維持する。

### 馬車道

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。
- (2) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- (3) 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- (4) 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあったレンガなどの素材のものを使用する。

### 関内駅南口・市庁舎前

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは市庁舎前面特定地区の方針に

沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口としてふさわしい落ち着いたものとする。
- (2) さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- (3) 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。

### 見通し景観形成街路

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは見通し景観の形成を図ることを目的にデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で見通し景観の形成を阻害しない位置、規模及び形状とする。
- (2) さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

### 【都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準】

#### 横浜公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。
- (2) 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。
- (3) 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。
- (4) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

#### 山下公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) 公園内の設備及び施設などは、見通し景観形成街路からの山下公園を通して港や氷川丸への見

通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。

- (2) インド水塔などの歴史的な建造物を保全する。
- (3) 公園内の植栽は、見通し景観形成街路からの港や氷川丸への見通しに対して配慮した配置とする。
- (4) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

### 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

#### 【道路に関する事項（道路法第32条の占用許可の基準）】

##### 日本大通り

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- (1) 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの  
催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

- (2) 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- (3) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- (4) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安としたものを基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの  
既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

##### 山下公園通り

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘

導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占有許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- (1) 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

既に占有許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの  
催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

- (2) 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等の形状は、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

- (3) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

- (4) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの  
既に占有許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

- (5) 日よけについては、設けることはできない。ただし、歴史的建造物又はその付属物として、周辺の街並みと調和する形態意匠と認められる場合は、この限りでない。

## 馬車道

街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの

公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの

既に受けている占有許可の更新を行う物件（外観の変更を生じないものに限る。）で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

## 関内駅南口・市庁舎前

占有許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占有許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- (1) 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

既に占有許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の

更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの

催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

- (2) 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。
- (3) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。
- (4) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。  
公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

### 見通し景観形成街路

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- (1) 見通し景観の確保のために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告については、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。  
既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの  
催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板及び添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- (2) 新たに設ける上空通路の壁面は透過性の高いものとし、通路の路面からの高さは 10m 以上とすること。
- (3) 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板及び案内標識等は、見通し景観の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- (4) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、見通し景観の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- (5) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないものは、この限りでない。

### 【都市公園に関する事項（都市公園法第 7 条の占用許可の基準）】

#### 横浜公園

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘

導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）ものは、この限りでない。

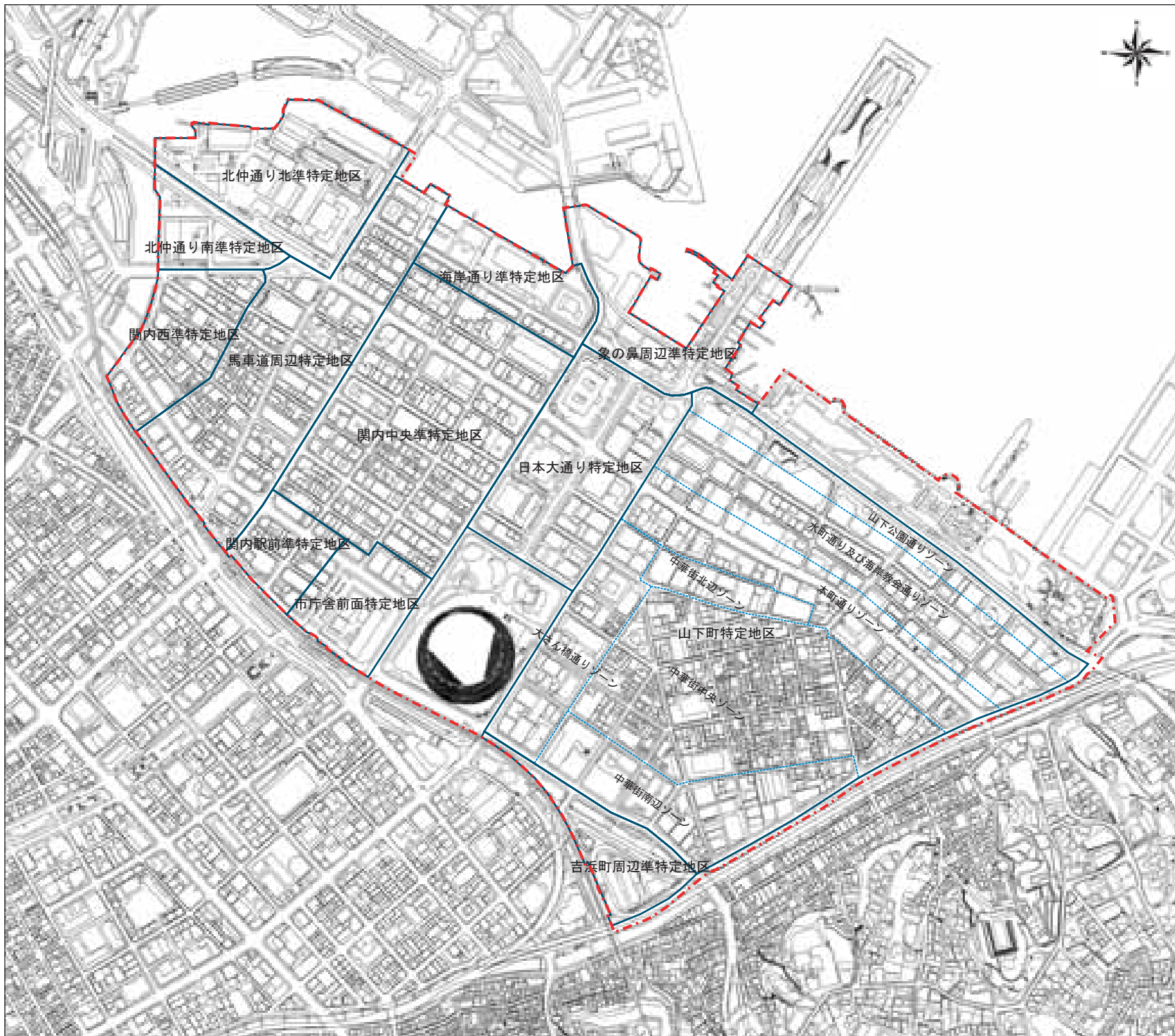
- (1) 公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。
- (2) 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない  
横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの  
催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの  
公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外  
広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

### **山下公園**

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）ものは、この限りでない。

- (1) 公園内の設備、施設及び占用物は、山下公園通り又は見通し景観形成街路から山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。
- (2) 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。  
催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの  
公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外  
広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの





- 関内地区景観計画区域
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ⋯ ゾーン 境界線

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

図名：計画図1 関内地区景観計画区域



--- 関内地区景観計画区域

歩行者ネットワーク街路：

●●●●● 関内地区の各エリアを結ぶ  
ネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)

●●●●● 商業のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)

●●●●● 水際線のネットワーク街路  
(補助ネットワーク街路)

--- 重点ネットワーク街路

**この資料の内容は検討  
段階のものであり確定し  
たものではありません。**

図名：計画図2 歩行者ネットワーク街路



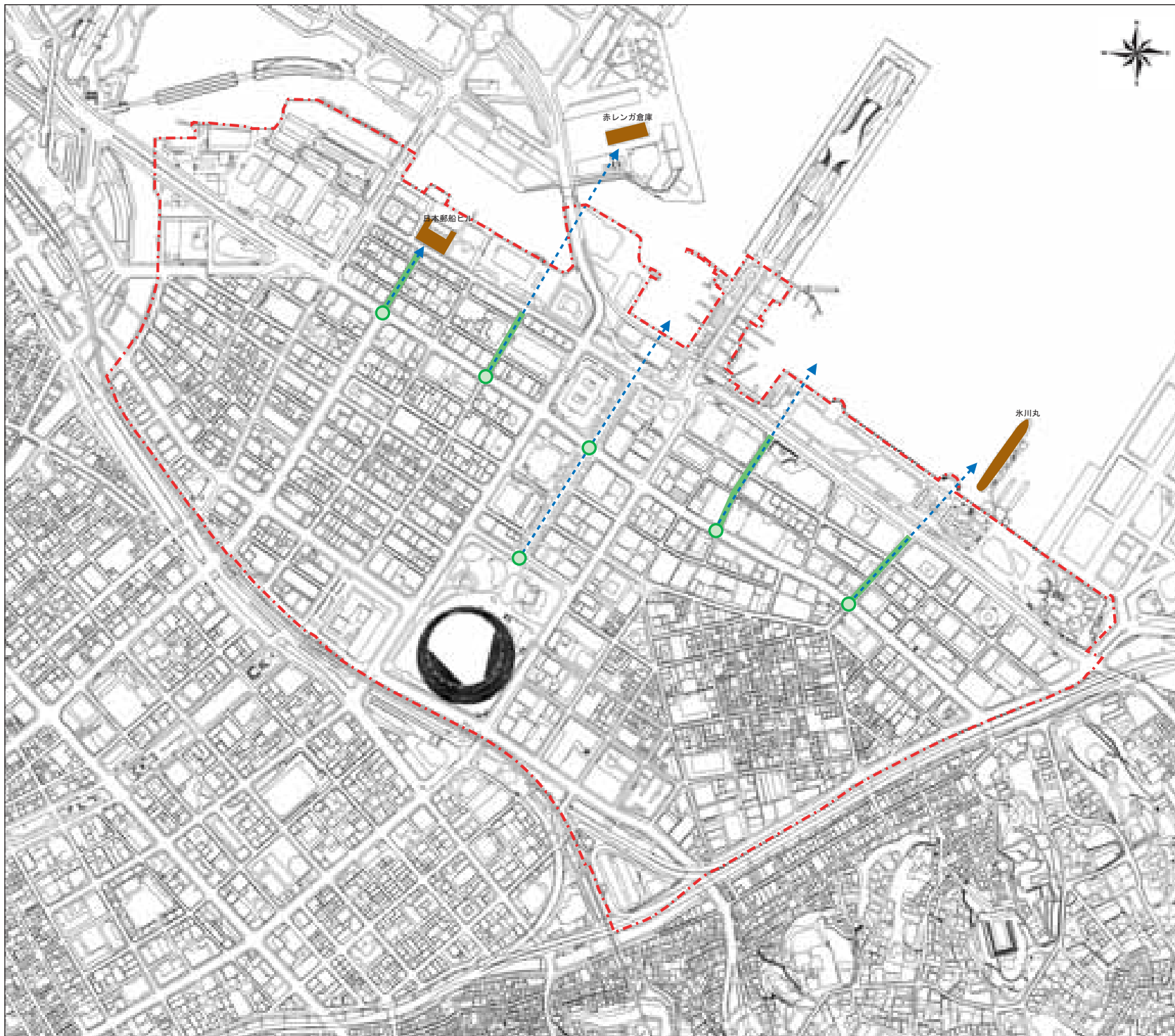
----- 関内地区景観計画区域

★ 広場状空地の設置が求められる位置

**この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。**

図名：計画図3 広場状空地の位置

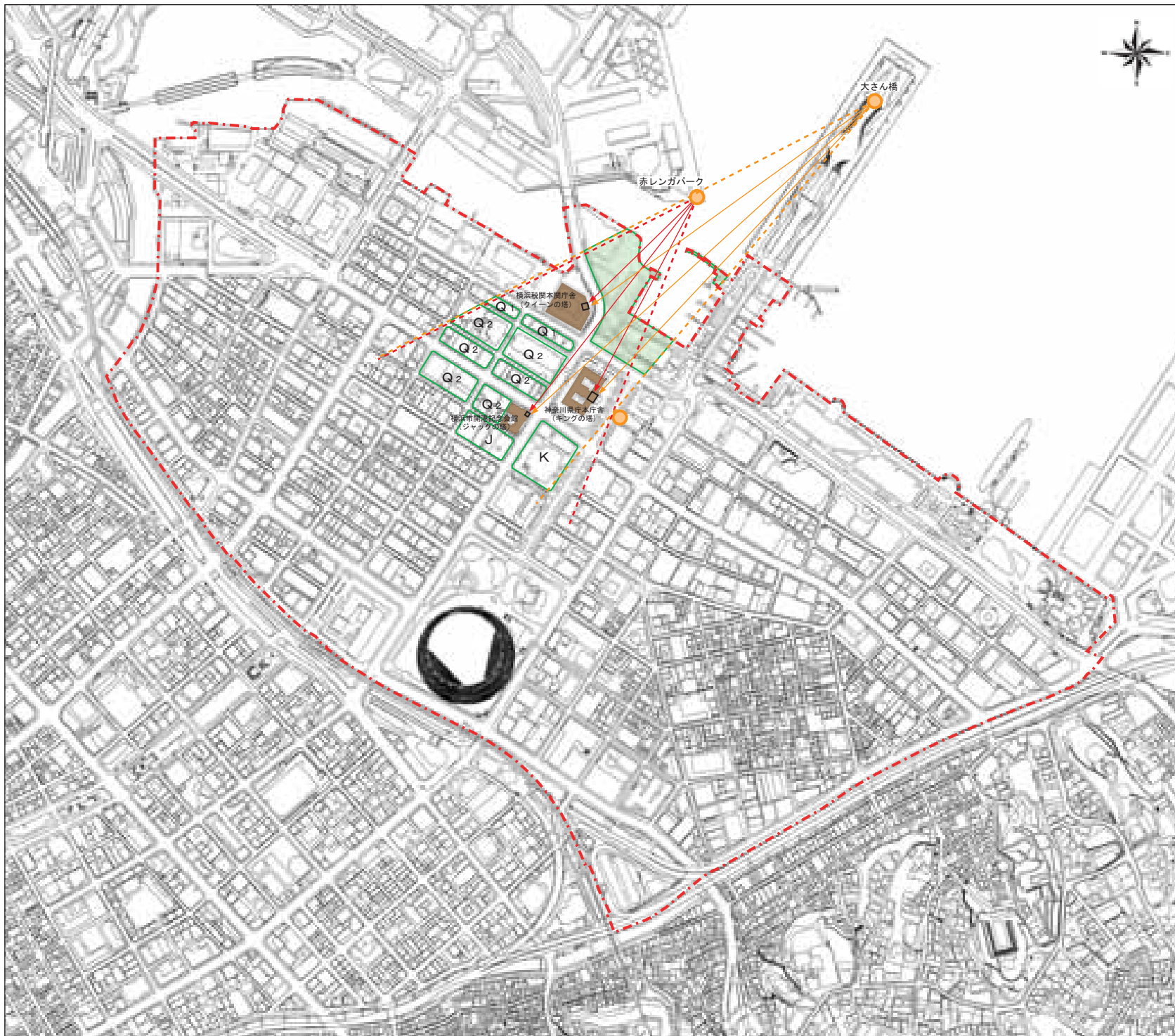




- - - 関内地区景観計画区域
- 見通し景観形成街路
- 視点場となる交差点
- - - 見通し景観の向き

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

図名：計画図4 見通し景観形成街路



--- 関内地区景観計画区域

● 横浜三塔への眺望の視点場

--- 赤レンガパークの視点場からの眺望の向き

← 赤レンガパークの視点場からの横浜三塔への眺望

--- 大さん橋の視点場からの眺望の向き

← 大さん橋の視点場からの眺望  
横浜三塔への眺望

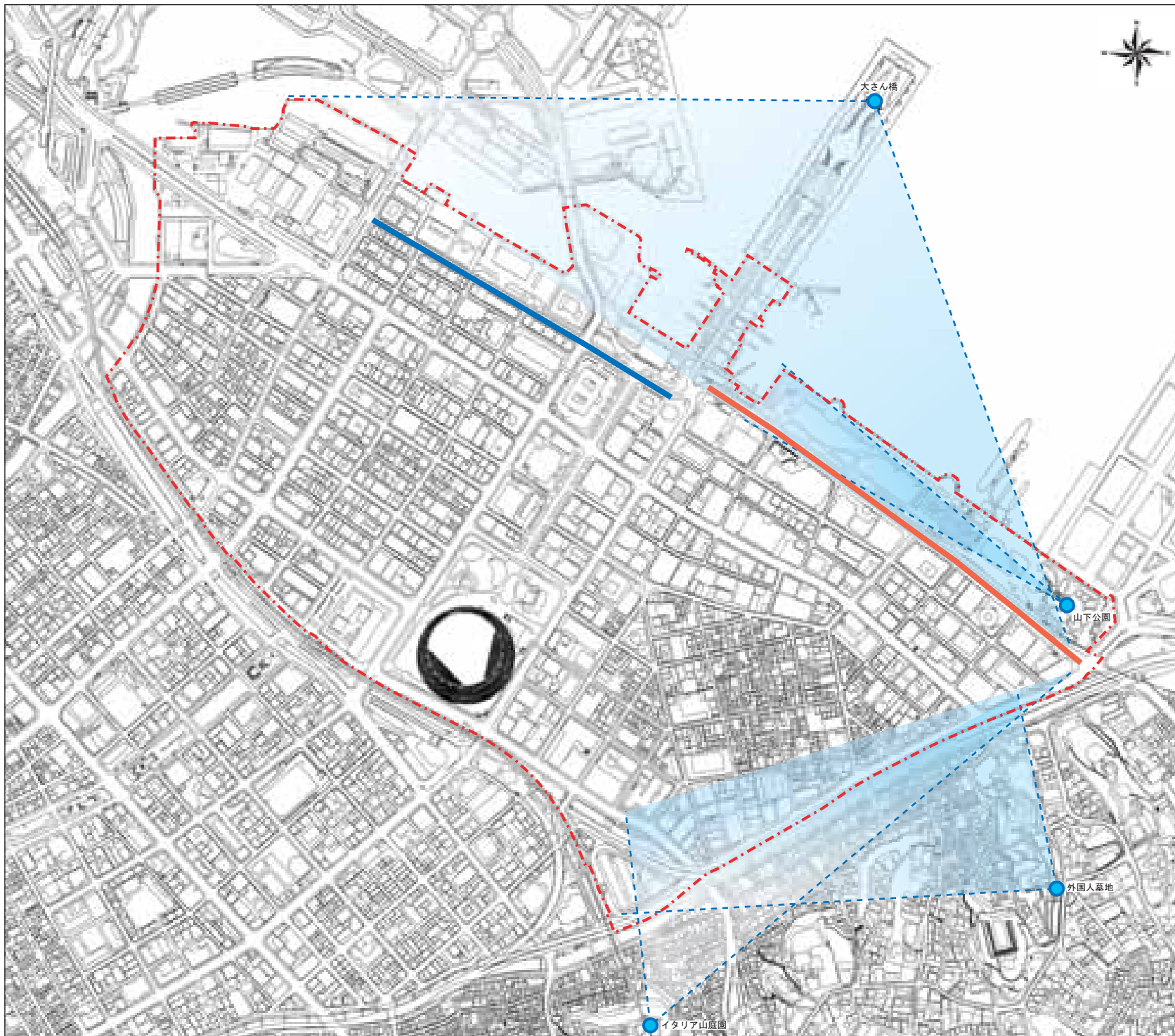
前景エリア

背景エリア  
 K：キングの塔の背景エリア  
 Q<sub>1</sub>, Q<sub>2</sub>：クイーンの塔の背景エリア  
 J：ジャックの塔の背景エリア

眺望の対象となる歴史的建造物

**この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。**

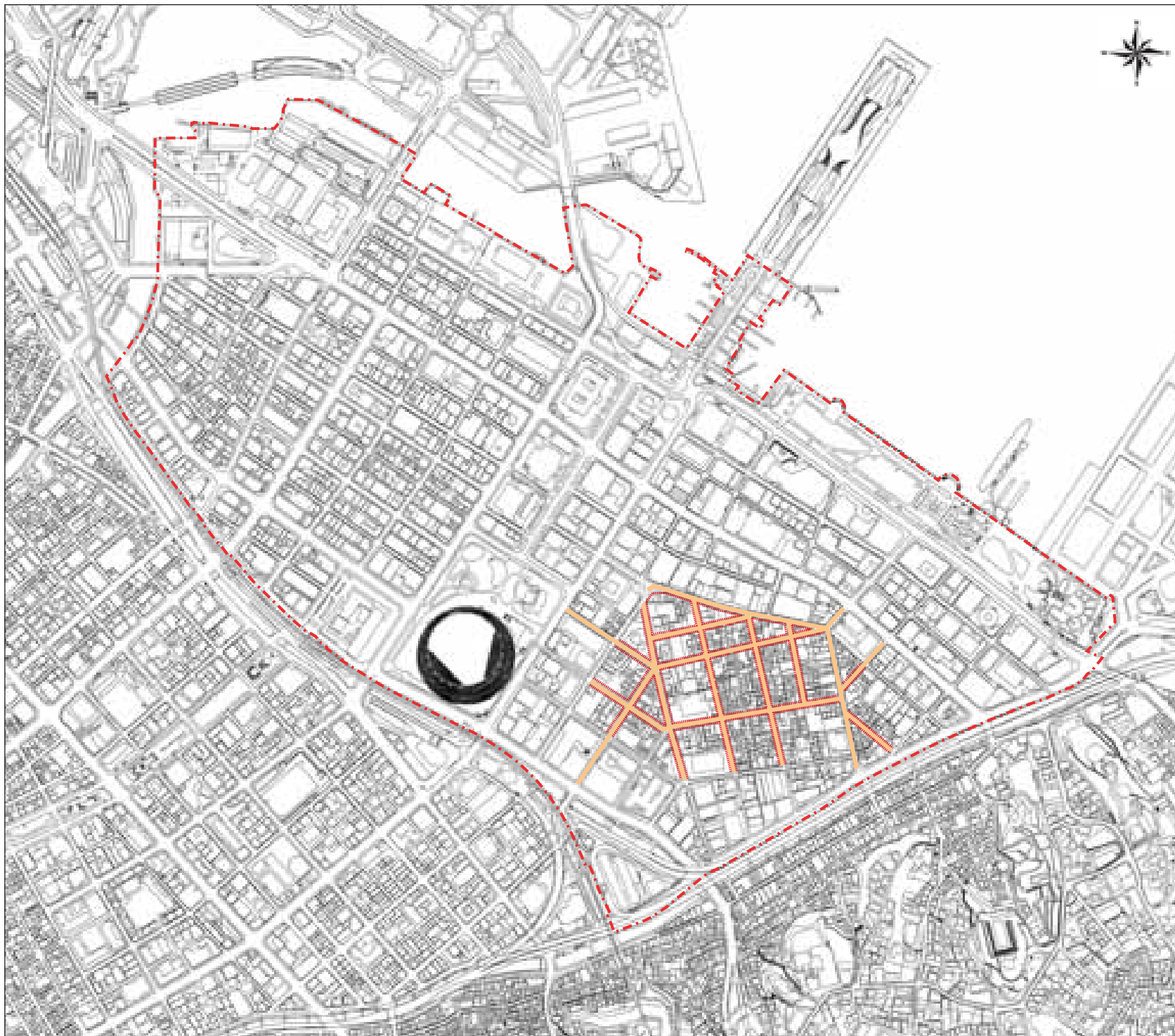
図名：計画図5 横浜三塔への眺望景観



- - - 関内地区景観計画区域
- 眺望の視点場
- - - 眺望景観の向き
- 山下公園通り
- 海岸通り

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

図名：計画図6 眺望景観



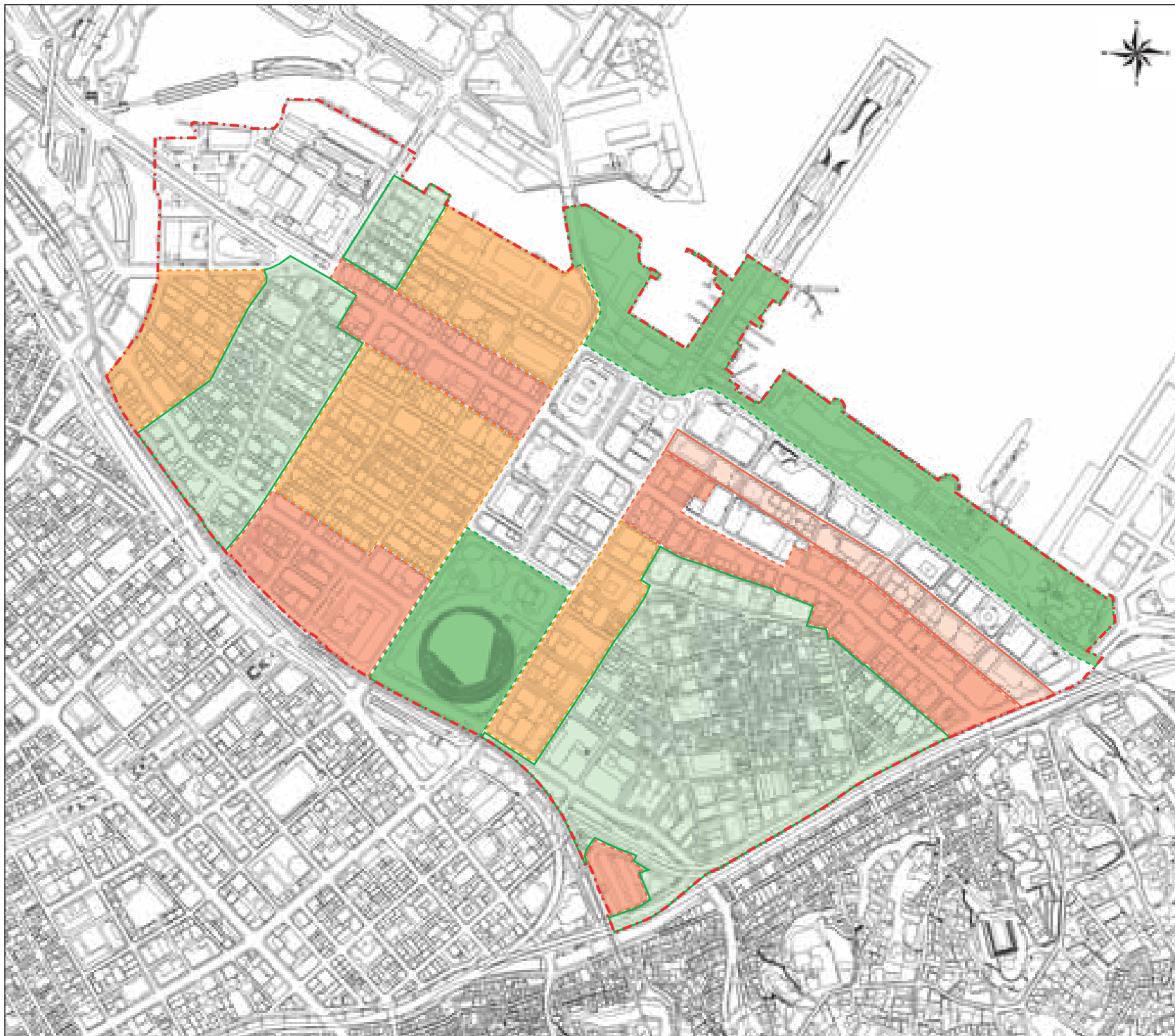
----- 関内地区景観計画区域

——— 中華街賑わい形成街路

..... 外部空間の確保が必要な街路

**この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。**

図名：計画図7 中華街賑わい形成街路 ほか



----- 関内地区景観計画区域

緩和の範囲：

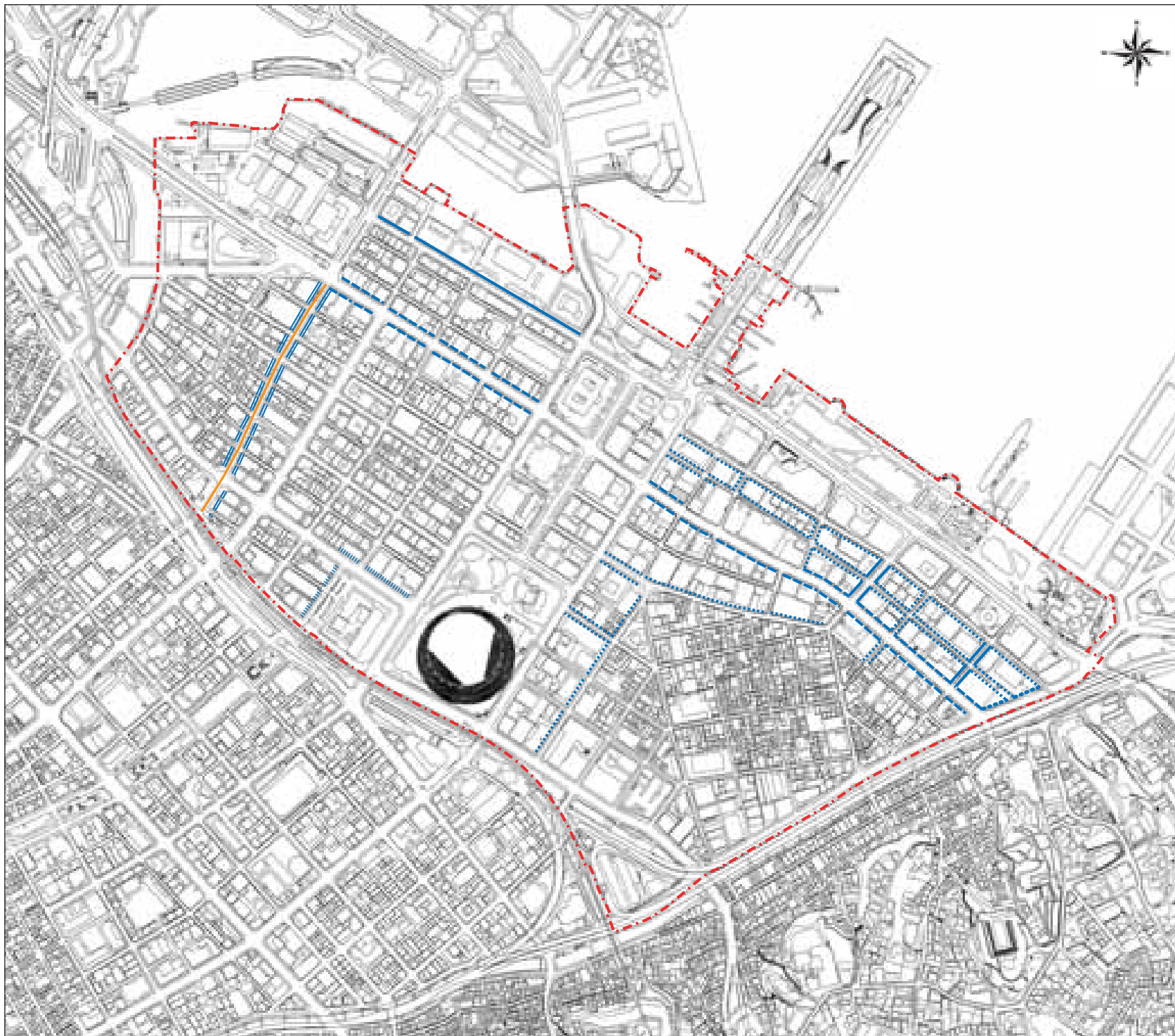
- 31m以下（緩和なし）
- 31mを基本とし、  
景観への貢献に応じて31m超45m以下
- 31m超45m以下
- 31m超60m以下
- 31m超75m以下

この資料の内容は検討  
段階のものであり確定し  
たものではありません。

図名：計画図8 建築物の最高高さ







- 関内地区景観計画区域
  
- ..... 道路境界線より0.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.0m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.2m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- ..... 道路境界線より3.0m以上の壁面後退
- 建築物の1、2階の部分で  
道路境界線より2.5m以上の壁面後退
  
- 壁面の位置の制限によって生じた空地を  
広場状空地とすることができる  
道路

**この資料の内容は検討  
段階のものであり確定し  
たものではありません。**

図名：計画図9 壁面位置の指定



----- 関内地区景観計画区域

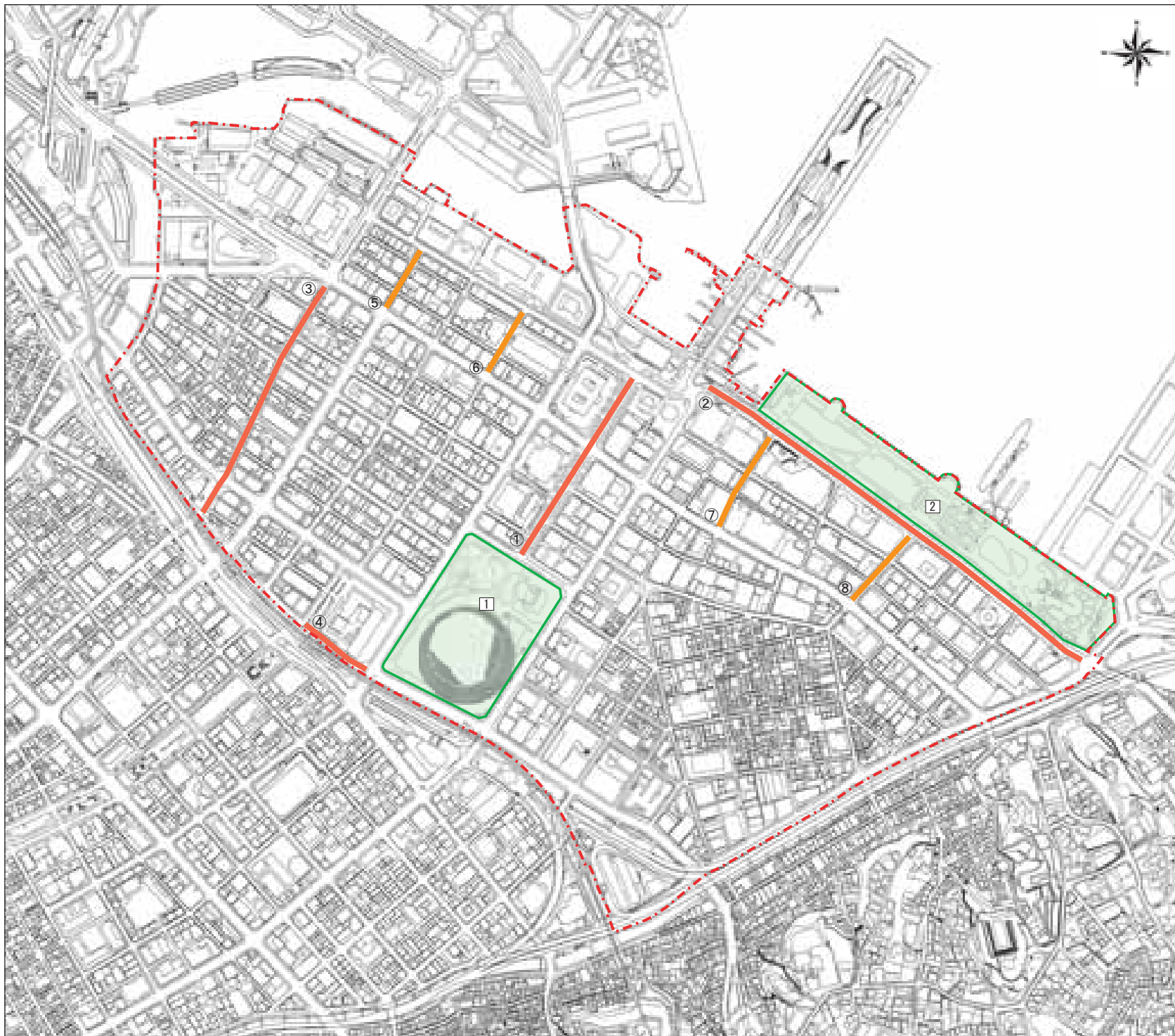
■ 歴史的建造物（土木遺構も含む。）

■ 歴史的界隈形成エリア

----- 歴史的景観の形成を目指す部分

**この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。**

図名：計画図10 歴史的界隈形成エリア



----- 関内地区景観計画区域

**この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。**

——— 景観重要道路

- ①日本大通り  
〔日本大通（全区間）、国道133号（自：中区日本大通3番地先 至：中区日本大通11番地先）〕
- ②山下公園通り  
〔主要地方道市道山下手牧磯子線（自：中区山下町1番地先 至：中区山下町20番地先）〕
- ③馬車道  
〔馬車道通7133号線（自：中区本町4丁目44番地先 至：中区港町4丁目16番地先）〕
- ④関内駅南口前  
〔山下町5号線（自：中区港町2丁目6番地先 至：中区港町1丁目1番地先）〕

——— 景観重要道路

- ⑤日本郵船ビルへの見通し景観形成街路  
〔新港14号線日本大通（全区間）〕
- ⑥赤レンガ倉庫への見通し景観形成街路  
〔新港42号線（全区間）〕
- ⑦港への見通し景観形成街路馬車道  
〔山下町90号線（全区間）、山下町85号線（全区間）、山下町87号線（全区間）〕
- ⑧港及び氷川丸への見通し景観を確保する街路  
〔山下町34号線（全区間）、山下町28号線（全区間）、山下町30号線（全区間）〕

■ 景観重要都市公園

- 横浜公園
- 山下公園

図名：計画図11 景観重要公共施設



この資料の内容は検討  
段階のものであり確定し  
たものではありません。

資料 1 - 4

## 関内地区都市景観協議地区（案）

### 都市景観協議地区の名称

関内地区都市景観協議地区

### 都市景観協議地区の位置及び区域

計画図に示す区域とする。

中区日本大通、横浜公園、海岸通一丁目、海岸通二丁目、海岸通三丁目、海岸通四丁目、海岸通五丁目、元浜町一丁目、元浜町二丁目、元浜町三丁目、元浜町四丁目、北仲通一丁目、北仲通二丁目、北仲通三丁目、北仲通四丁目、北仲通五丁目、北仲通六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、南仲通一丁目、南仲通二丁目、南仲通三丁目、南仲通四丁目、南仲通五丁目、弁天通一丁目、弁天通二丁目、弁天通三丁目、弁天通四丁目、弁天通五丁目、弁天通六丁目、太田町一丁目、太田町二丁目、太田町三丁目、太田町四丁目、太田町五丁目、太田町六丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、相生町五丁目、相生町六丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、常盤町三丁目、常盤町四丁目、常盤町五丁目、常盤町六丁目、尾上町一丁目、尾上町二丁目、尾上町三丁目、尾上町四丁目、尾上町五丁目、尾上町六丁目、真砂町一丁目、真砂町二丁目、真砂町三丁目、真砂町四丁目、港町一丁目の一部、港町二丁目の一部、港町三丁目の一部、港町四丁目の一部、港町五丁目の一部、港町六丁目の一部、山下町の一部、吉浜町の一部、松影町一丁目の一部

### 魅力ある都市景観を創造するための方針

関内地区では、歴史・文化を保全・活用し、業務・商業機能を中心としながら、文化芸術創造活動など多機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、横浜市主導によるまちづくりとともに、地元のまちづくり組織との協働による、様々な魅力づくりの取組が図られてきた。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の 4 つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- (1) わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- (2) 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。
- (3) 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- (4) 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。

以上の関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

〔山下町特定地区〕

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みの形成を図るために、ゾーンごとに方針を次のように定める。

山下公園通りゾーンでは、

銀杏並木や歴史的建造物と一体となった重厚感のある街路景観と、ゆとりと品格のある空間を形成する。

港に面し、開港以来、交流拠点として発展してきたこの地区は、横浜の顔として集客性・公共性の高い地区であり、都心にふさわしい観光、文化、商業、業務施設を集積し、賑わいのある空間を形成する。

港からの品格のある眺望景観を形成する。

山下公園通りでは、山下公園や港、歴史ある格調高い街並み、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

水町通り及び海岸教会通りゾーンでは、

公共性の高い施設の集積する山下公園通りと、事務所機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、人々の滞留・回遊を促進するよう、賑わいを創出し、大通りには見られない特徴ある街並みを形成する。

敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街路景観を形成する。

中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

本町通りゾーンでは、

関内地区の横方向の主軸として、歩道状空地や広場状空地を多く配置し、ゆとりと賑わいのある空間と低層、中低層の連続した街路景観を創出する。

官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強め、関内地区の業務機能を向上させるため、事務所機能を充実させ、また、商業・観光、文化芸術創造機能を強化する。

港や山下公園へ抜ける見通し景観を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。

中高層、高層の建築物は、港や山手の丘からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

中華街中央ゾーンでは、

中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮烈な色彩や躍動感のある意匠の見られる中華街独特の活気ある街

並みを形成する。

「中華街賑わい形成街路」では、個性的で賑わいの溢れる賑わいのある施設の連続と集積を継承する。

中高層の山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

中華街北辺ゾーンでは、

強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンの街並みと融和し、路地的な雰囲気と賑わいの連続性を創出し、街並みの調和を図る。

中高層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

大さん橋通りゾーンでは、

横浜公園や日本大通り特定地区に面するゾーンとして、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。

中高層の建築物は、横浜公園や日本大通り特定地区、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

中華街南辺ゾーンでは、

中華街中央ゾーンや元町の街並みと融和し、石川町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。

堀川や元町との関わりを強め、関内地区との結節点としての役割を担うゾーンとして、空間を形成する。

中高層の建築物は、山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。

〔馬車道周辺特定地区〕

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成するために、方針を次のように定める。

馬車道周辺特定地区の歴史的・文化的資源を大切にし、個性的で魅力ある街並みを形成する。

開港の歴史・文化を大切にするとともに 賑わいのある、人に優しいまちを創る。

文化芸術創造関連の施設の集積を図り、新たな文化を発信する。

中高層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

馬車道では、馬車道の個性を生かし、質の高い商店街にふさわしいゆとりある歩行者空間を有する街路空間を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

〔日本大通り特定地区〕

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化施設の集積を推進するために、方針を次のように定める。

広幅員の街路と銀杏並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い街路景観を形成する。

日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。

日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務施設や観光・文化施設の導入を推進し、賑わいを形成する。

中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。

〔市庁舎前面特定地区〕

関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成するために、方針を次のように定める。

市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。

大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。

市庁舎前面特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の施設の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。

中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とくすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間を形成する。

〔北仲通り北準特定地区〕

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するために、方針を次のように定める。

港町の歴史を伝える歴史的建造物を保全活用し、それらと調和する新しい街並みを創出する。

ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出を図る。

建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

〔北仲通り南準特定地区〕

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい 21 地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するために、方針を次のように定める。

ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。

ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。

建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

〔象の鼻周辺準特定地区〕

開港の歴史を象徴した、象の鼻の波止場をシンボルとして、歴史を感じさせるゆとりある広場空間を形成する。

港からの品格のある眺望景観を形成する。

〔海岸通り周辺準特定地区〕

特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を活かし、港町の雰囲気を感じられる街並み、空間を形成する。

港からの品格のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間

を形成する。

〔関内中央準特定地区〕

馬車道周辺特定地区や日本大通り特定地区といった個性とは異なった独自の個性を育成し、特徴のある街並みを形成する。

横浜公園や日本大通り特定地区に面しては、これらの街並みに調和した落ち着いた街並みを形成する。

港からの品格と魅力のある眺望景観を形成する。

見通し景観形成街路では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

〔関内駅前準特定地区〕

商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。

中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。

〔吉浜町周辺準特定地区〕

山手の丘や堀川の対岸からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。

〔関内西準特定地区〕

馬車道周辺特定地区や北仲通り北、南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。

大岡川や桜木町との関わりを強め、関内地区との結節点としての役割を担う地区として、空間を形成する。

〔山下公園〕

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

〔横浜公園〕

開港当時の歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

## 都市景観形成行為

次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築及び改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10平方メートル以上のもの
- (3) 屋上看板、壁面看板、袖看板又は広告塔の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置

## 特定都市景観形成行為

次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。

- (1) 高さが45mを超える建築物の新築又は移転
- (2) 建築物の高さが45mを超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若し

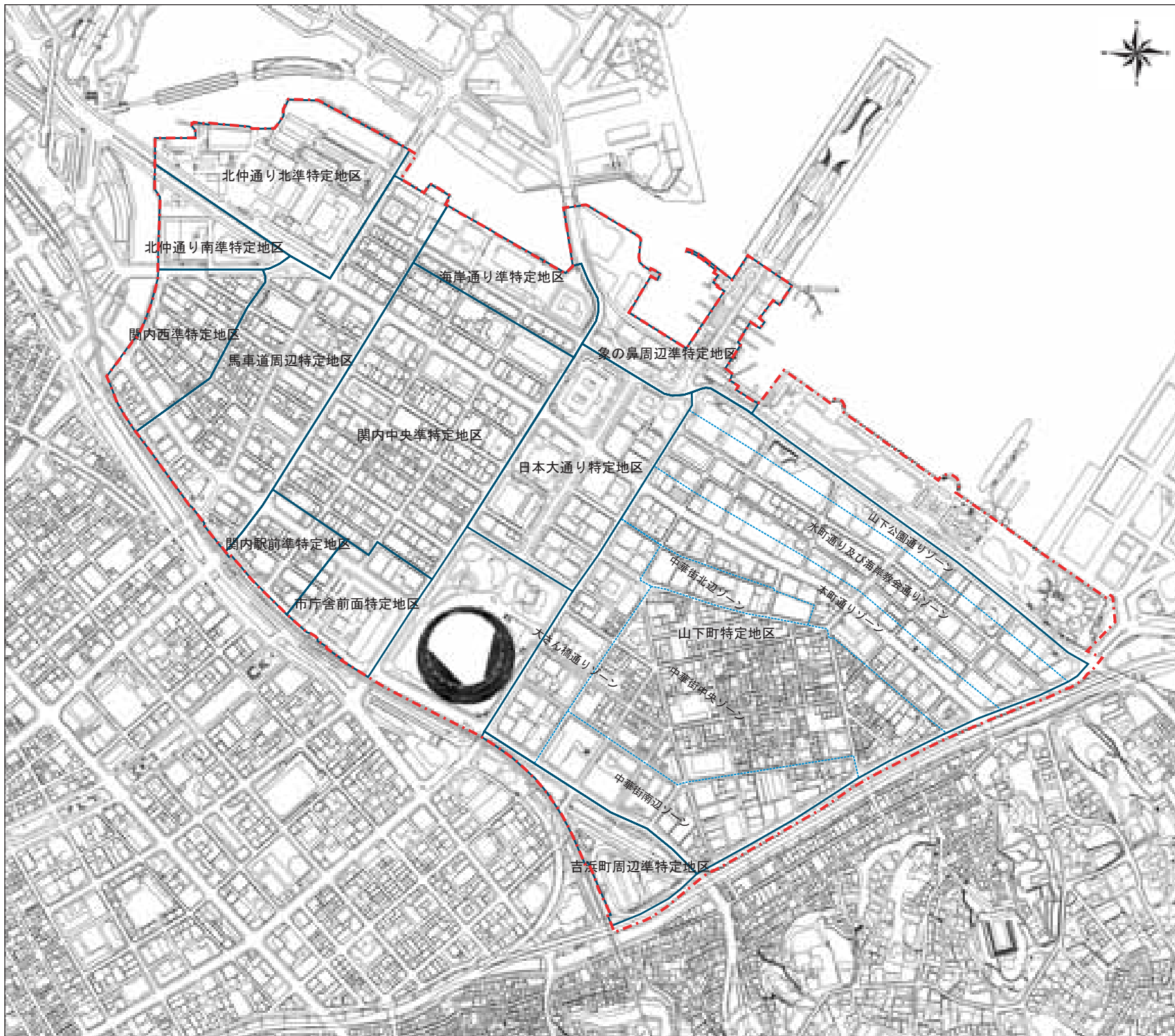


くは外観を変更することとなる修繕又は模様替え若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 平方メートル以上のもの

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

## 行為指針

- (01) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する
- (02) 通りの低層部の設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する
- (03) 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する
- (04) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する
- (05) 関内地区の街並みの特徴を生かす
- (06) ミナト横濱の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
- (07) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する
- (08) 港や丘などからの眺望景観が魅力的となるよう工夫する
- (09) 関内地区の新しい魅力を創造する
- (10) 秩序ある広告景観を形成する



- 関内地区都市景観協議地区
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ⋯ ゾーン 境界線

**この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。**

図名：計画図 関内地区都市景観協議地区区域



# 今後のスケジュール

